

平成28年10月27日財政制度等審議会
財務省提出資料(抜粋)

地方財政

平成28年10月27日

目次

- I. 地財計画の概要等
- II. 国と地方の財政状況
- III. 地方の歳出水準と地財計画の機能
- IV. 改革方針

目次

- I. 地財計画の概要等
- II. 国と地方の財政状況
- III. 地方の歳出水準と地財計画の機能
- IV. 改革方針

マクロの地方交付税総額とミクロ(各地方公共団体ごと)の地方交付税額

○ 地方交付税については、地方財政計画の歳出・歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっている。

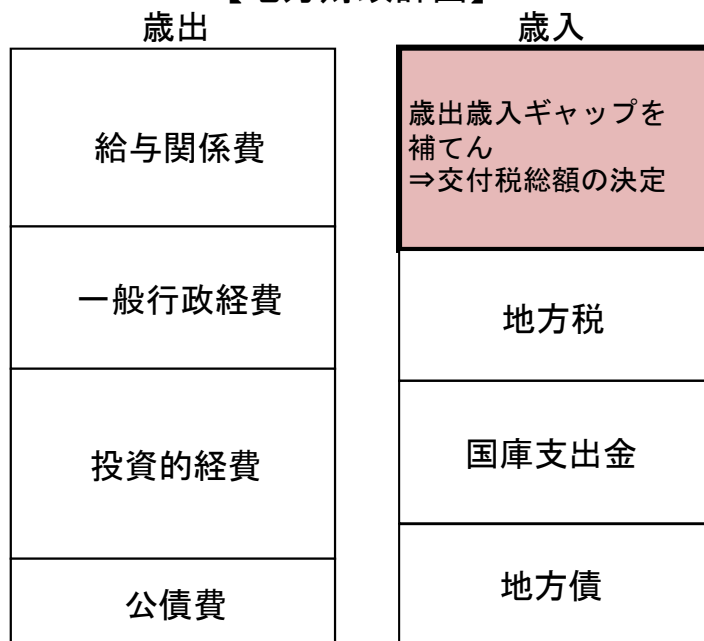
予算編成時（9月～12月）

1. 全自治体（都道府県及び市町村）の歳入歳出を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

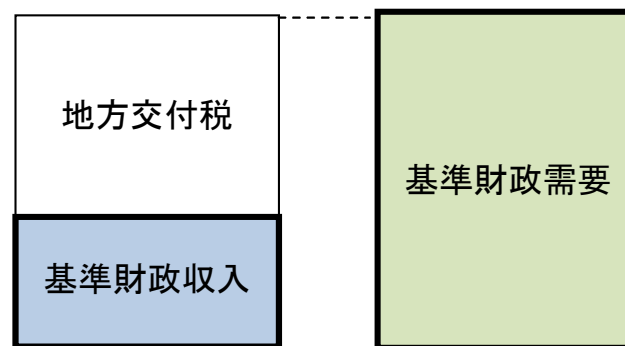
予算決定後（1月～7月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

【地方財政計画】



【各団体の普通交付税算定】



基準財政需要は年末に決定された交付税総額の配分基準である

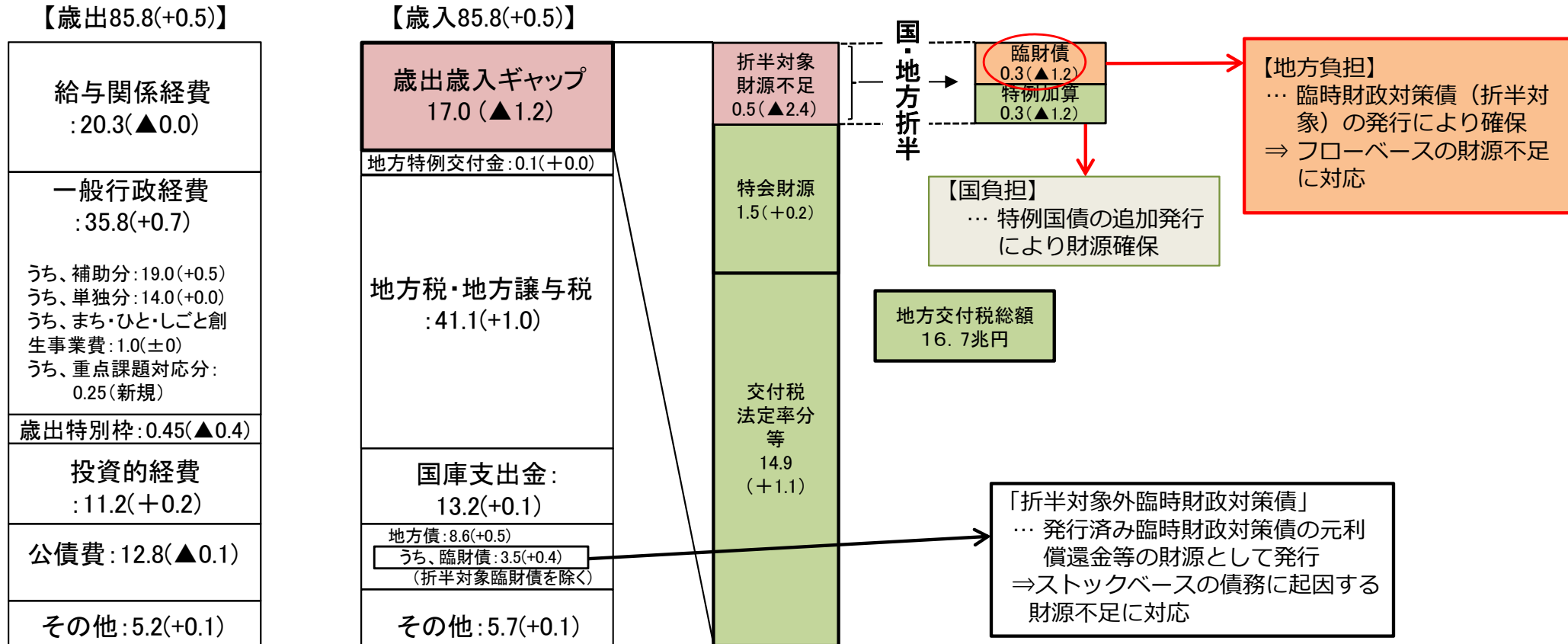
普通交付税（交付税の94%）：7月に決定
特別交付税（交付税の6%）：12月・3月に決定
総務省が決定

⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

地方交付税総額の算定

- 地方財政対策においては、地方歳出総額を規律する地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。
 - ※ 地方交付税の法定率：所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%
 - ※ このほか、地方法人課税の偏在是正のために導入された地方法人税の税収を交付税原資化（特会財源）
- 法定率分で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担することで対応。リーマンショック後は、これに加え、国の全額負担による別枠加算で地方の負担を軽減(28年度に廃止)。
- 国・地方のPB改善のためには、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳出歳入ギャップを縮小していくことが必要。

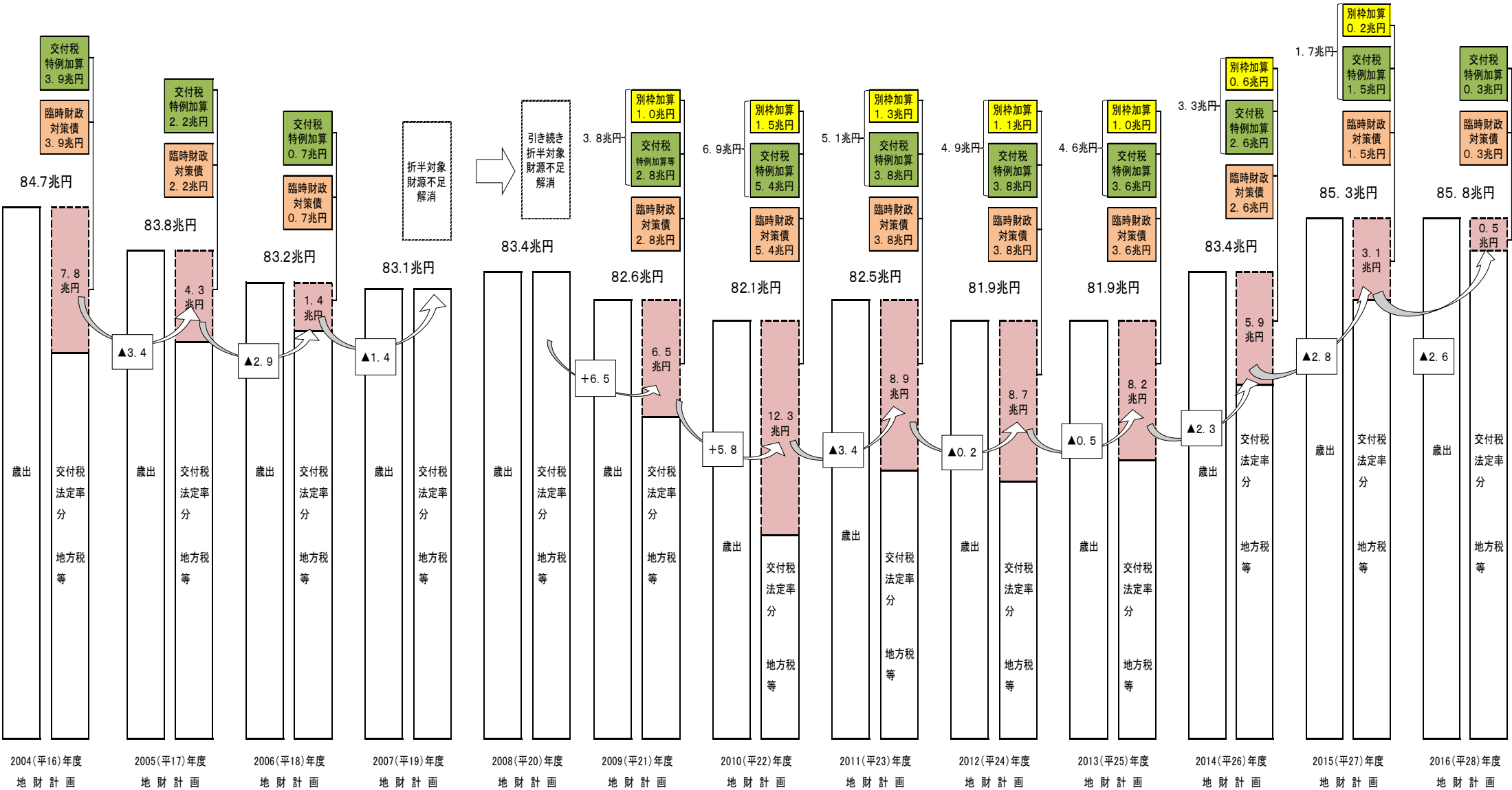
平成28年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)



(注)リーマンショック後の臨時異例の危機対応として、歳出面の「歳出特別枠」に加え、歳入面において「別枠加算」が措置されていたが、28年度に廃止。

地方財源不足額の推移

- … 国追加負担分
- … 国折半分
- … 地方折半分



平成28年度地方財政計画の概要

< 一般会計 >

< 交付税特会 >

< 地方財政計画 >

法定率分	: 145,106億円 (+9,606億円)
法定加算等	: 3,725億円 (+1,885億円)
別枠加算	: - 億円 (▲2,300億円)
特例加算	: 2,747億円 (▲11,782億円)

+

地方特例交付金 (住宅ローン減税)	: 1,233億円 (+44億円)
----------------------	----------------------

=

**地方交付税交付金等 : 152,811 億円
(▲2,547億円)**

交付税(入口)
151,578億円
(▲2,591億円)

交付税(出口)
167,003億円
(▲546億円)

前年度からの繰越金、
地方法人税、
機構準備金、
特会借入金元利 等
15,425億円
(+2,045億円)

**一般財源総額
616,792億円
(+1,307億円)**

震災復興特別交付税
に係る年度調整分
1,324億円

(歳入)

(歳出)

地方交付税	167,003億円 (▲546億円)	給与関係経費	203,274億円 (▲77億円)
臨時財政対策債	37,880億円 (▲7,370億円)	一般行政経費	357,931億円 (+7,342億円)
地方税・地方譲与税	411,344億円 (+9,571億円)	うち、まち・ひと・しごと創 生事業費	10,000億円 (±0億円)
地方特例交付金	1,233億円 (+44億円)	うち、重点課題対応分	2,500億円 (皆増)
その他	240,133億円 (+3,183億円)	投資的経費	112,046億円 (+2,036億円)
		歳出特別枠 (地域経済基盤強化 ・雇用等対策費)	4,450億円 (▲4,000億円)
		公債費	128,051億円 (▲1,461億円)
		その他	51,841億円 (+1,043億円)
歳入・歳出総額		857,593億円 (+4,883億円)	

< 復興特会 >

地方交付税
交付金
3,478億円
(▲2,420億円)

震災復興
特別交付税
4,802億円
(▲1,096億円)

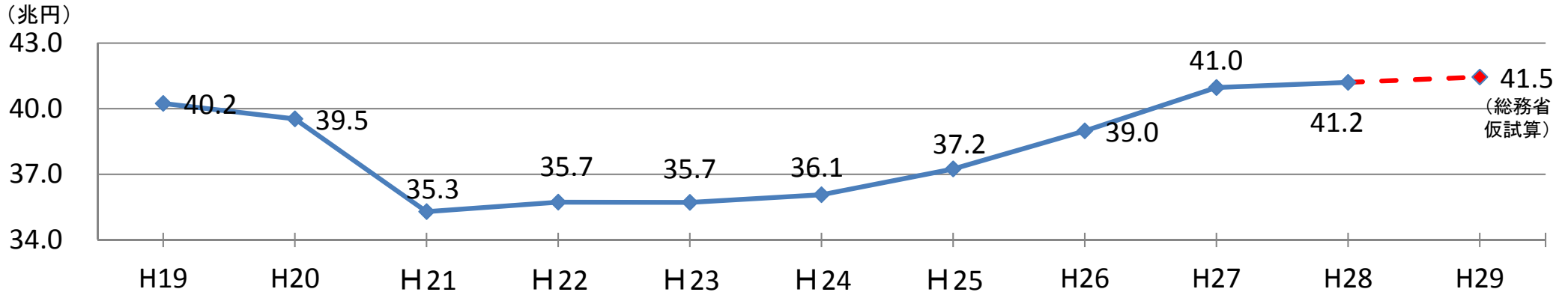
28年度当初予算に係る補助裏等の地方負担 3,547億円(▲563億円)

地方単独事業 894億円(▲59億円)

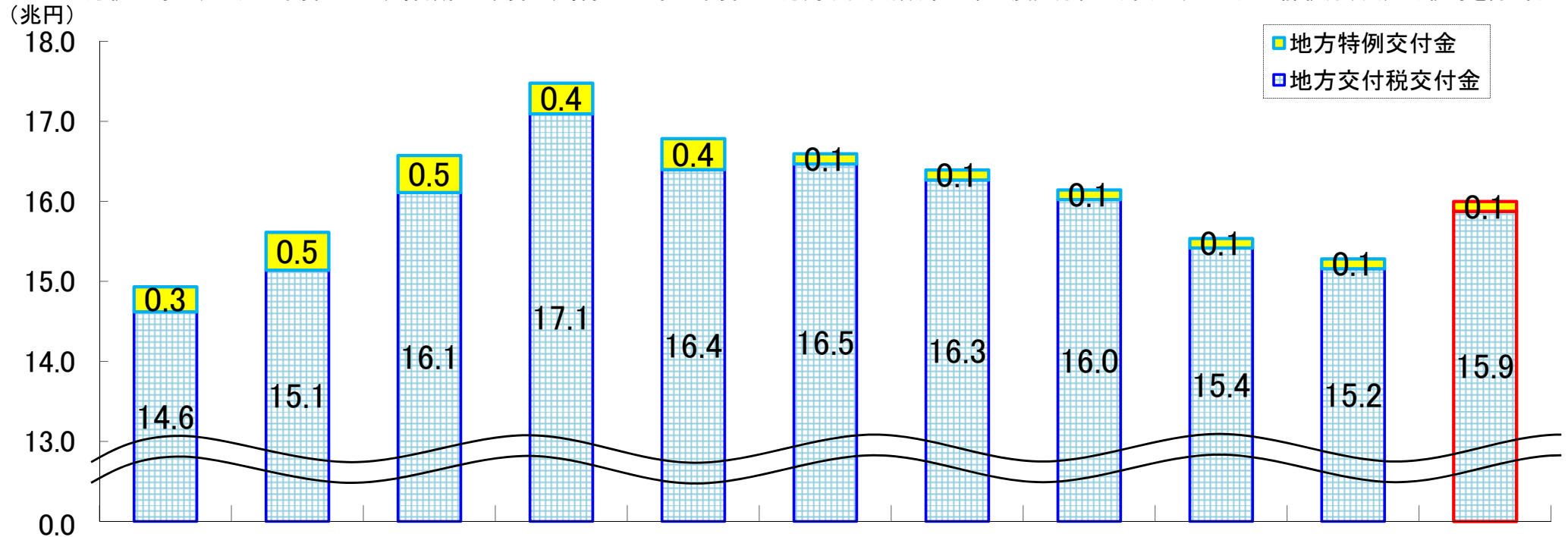
地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分 361億円(▲369億円)

(注) ()内は対前年度増減

地方税収・地方交付税交付金等(一般会計ベース)の推移



※地方税収等は、平成26年度までは決算額。27年度は決算見込み。28年度は地方財政計画額(東日本大震災分含む)。(いずれも超過課税分、法定外税等を除く。)



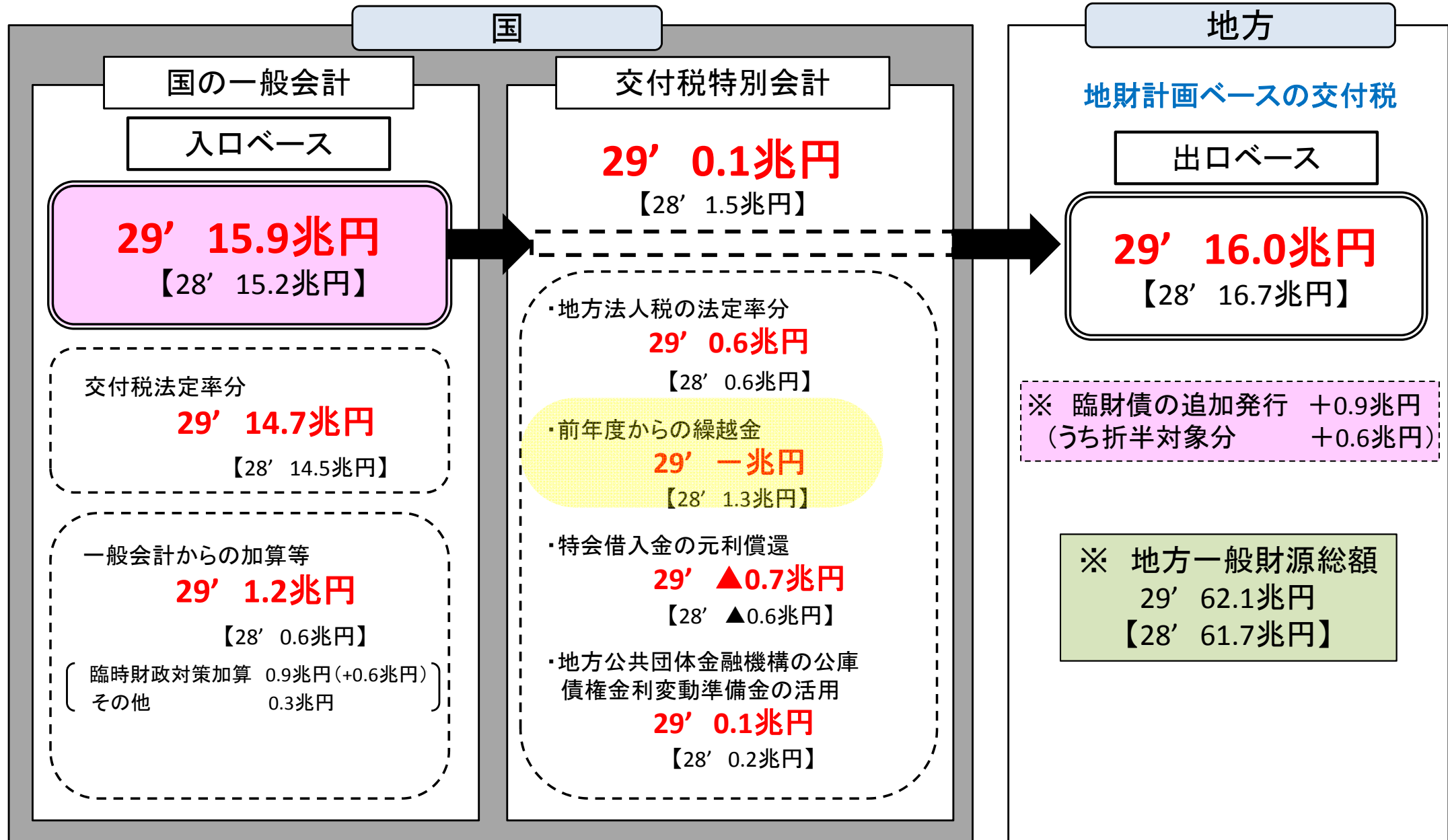
(億円)

	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29(仮試算)
地方交付税交付金等	149,316	156,136	165,733	174,777	167,845	165,940	163,927	161,424	155,357	152,811	160,118
増減	-	6,820	9,597	9,045	▲ 6,933	▲ 1,904	▲ 2,014	▲ 2,502	▲ 6,068	▲ 2,546	7,307

平成29年度総務省要求(仮試算)の姿

○ 前年度からの繰越金が剥落しているため、7,000億円を超える大幅な増額要求となっている。

(総務省作成資料を一部加工)



(※) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある

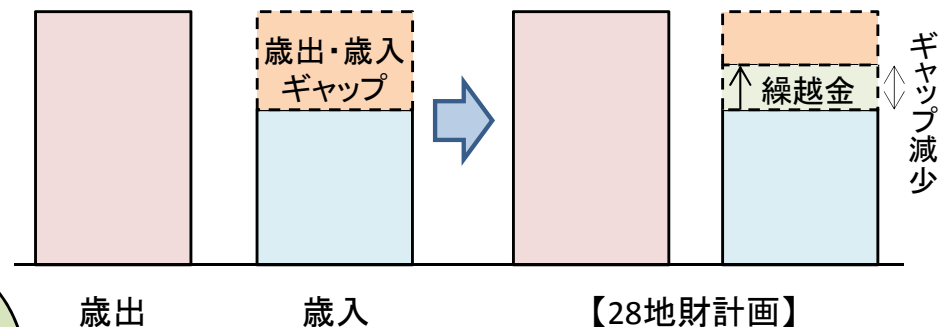
(※) 【 】内は28年度当初予算数値

前年度からの繰越金

○ 国税収入のうち、N-2年度の税込増とN-1年度の税込補正増のそれぞれに伴う交付税法定率分の増額は、N年度の予算編成で財源不足の解消に活用されており、国税の税込増等は赤字国債（交付税特例加算）と赤字地方債（臨時財政対策債）の減額に貢献している（=地財計画に反映されている）。

⇒ 一方、地方税収の多額の上振れは、財源不足の解消に活用されていない（地財計画に反映されていない）ことから赤字国債や赤字地方債の減額に直結しておらず、また、その歳出化分は地財計画の「対象外」とされている状況（後述）。

（例：H28年度予算編成）



《前年度からの繰越金》

H26年度の国税収入の決算増
⇒ 交付税法定率分の増：
6,365億円

H27年度の国税収入の補正増
⇒ 交付税法定率分の増：
6,286億円

これらに起因する
繰越金：
12,644億円※

H28年度予算で歳出・歳入ギャップの減少に活用

○ 交付税（入口ベース）：
▲6,322億円

○ 臨時財政対策債：
▲6,322億円

※ H26年度の国税収入の決算増及びH27年度の国税収入の補正増分に、地方法人税の決算・補正増分を加算した額から、H27年度中に追加配付した交付税額を減じている。

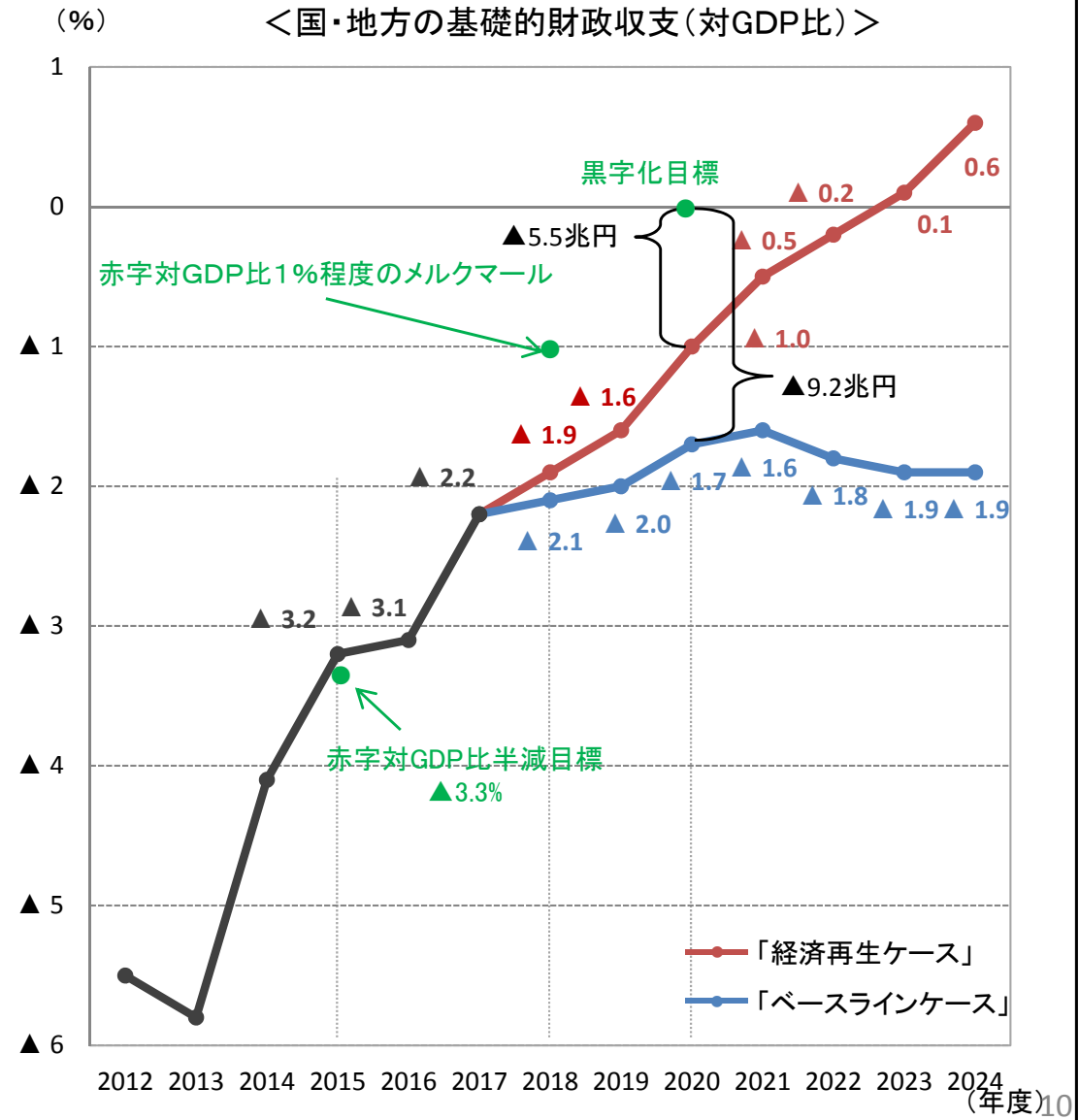
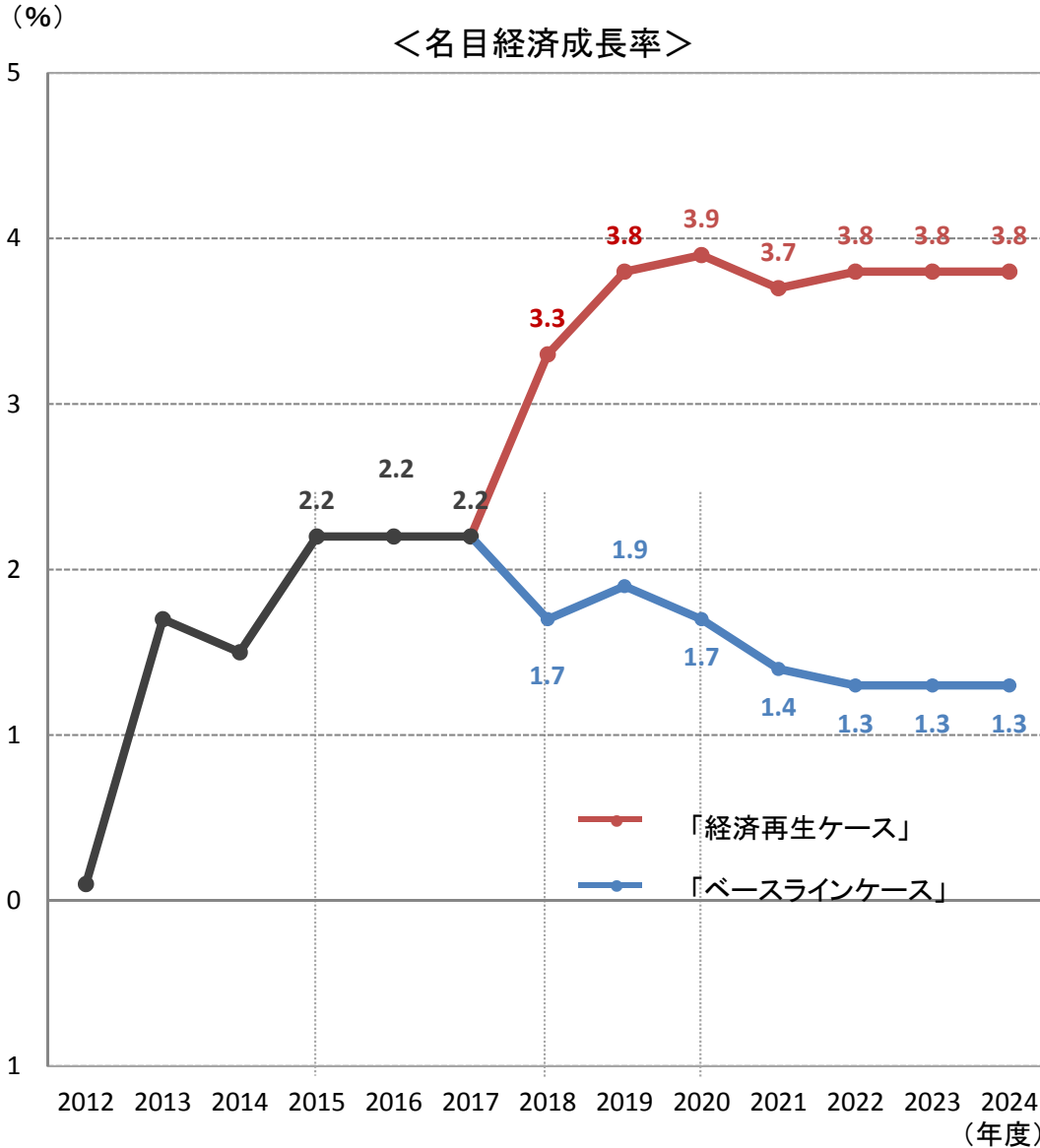
「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

※ 平成28年7月26日 経済財政諮問会議提出(内閣府)を一部加工

経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ・「経済再生ケース」 : 安倍内閣の経済財政政策の効果が着実に発現(2018-24年度平均: 名目3.7%、実質2.2%)
- ・「ベースラインケース」 : 経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2018-24年度平均: 名目1.5%、実質0.9%)



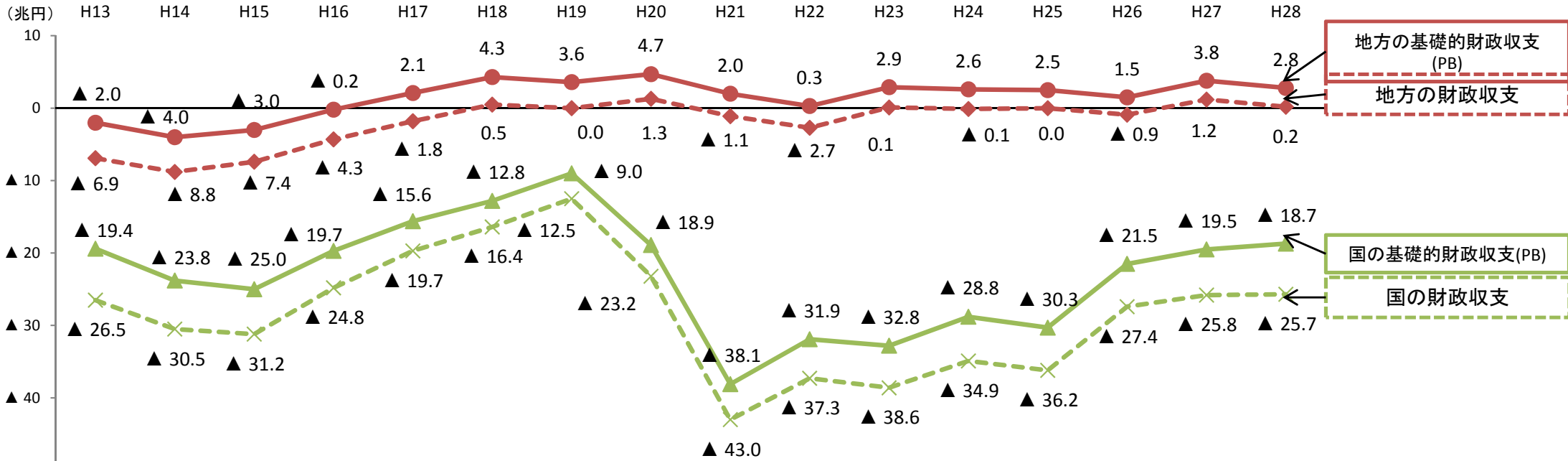
目次

- I. 地財計画の概要等
- II. 国と地方の財政状況**
- III. 地方の歳出水準と地財計画の機能
- IV. 改革方針

国と地方の財政状況(フロー)

○ リーマンショック後、国と地方との財政状況の不均衡は著しく拡大しており、地方の足元の財政状況を見ると、基礎的財政収支(PB)のみならず、財政収支も黒字となっている。

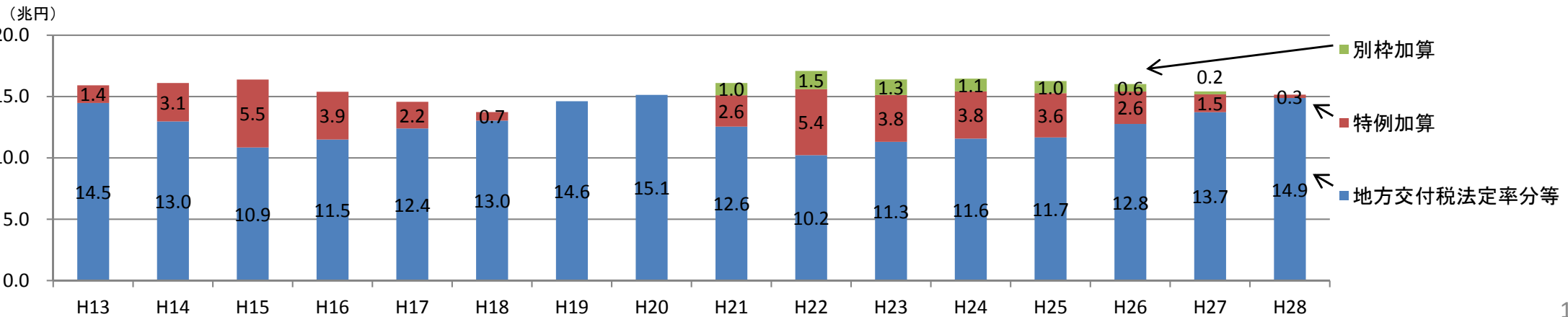
○ 基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 内閣府「国民経済計算確報」。平成26年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年7月26日 内閣府)。

(注) 国・地方とも、平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

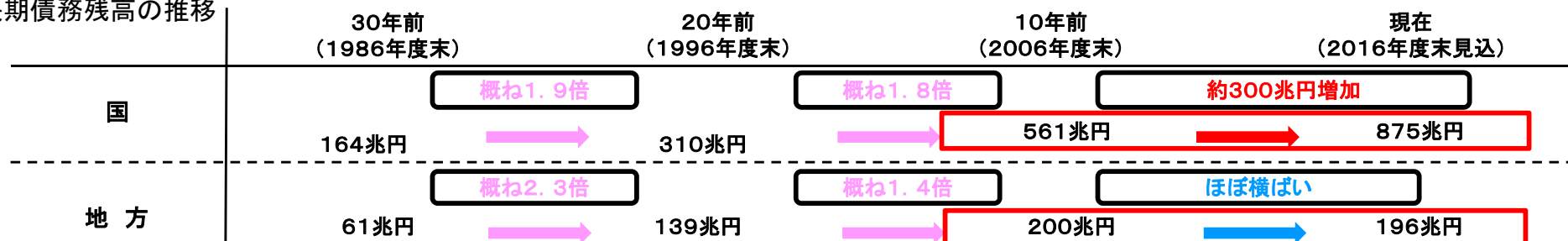
○ 地方交付税交付金(一般会計ベース)の推移



国と地方の財政状況(ストック)

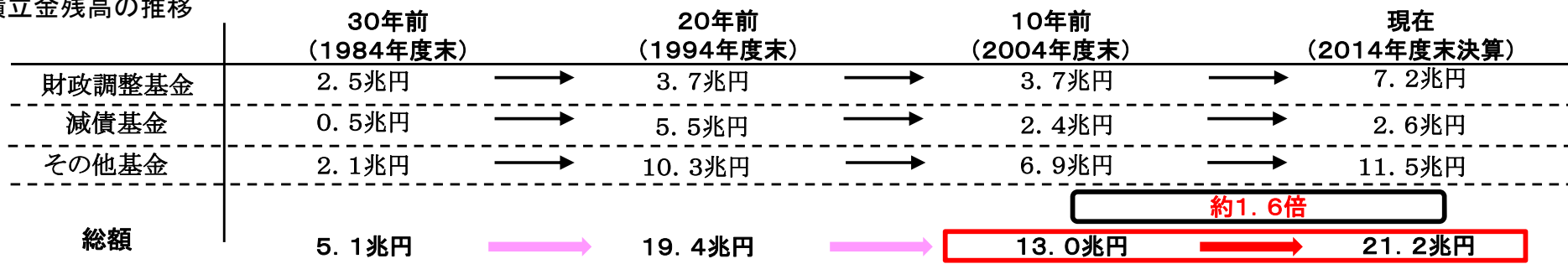
- スtock面について見ると、30年前から10年前までは、国及び地方のいずれにおいても長期債務残高が増加しているが、過去10年程度を見ると、国の長期債務残高は約300兆円増加している一方、地方はほぼ横ばい。
- これは、特にリーマンショック以降、国が別枠加算等の措置を通じて地方の財政収支悪化を防いできた結果とも考えられる。
- 一方、地方の貯金である積立金残高は過去10年間に約1.6倍に増加。国から地方への財政移転の水準のあり方を議論する際には、こうした国・地方の財政状況の違いも考慮する必要。

○長期債務残高の推移



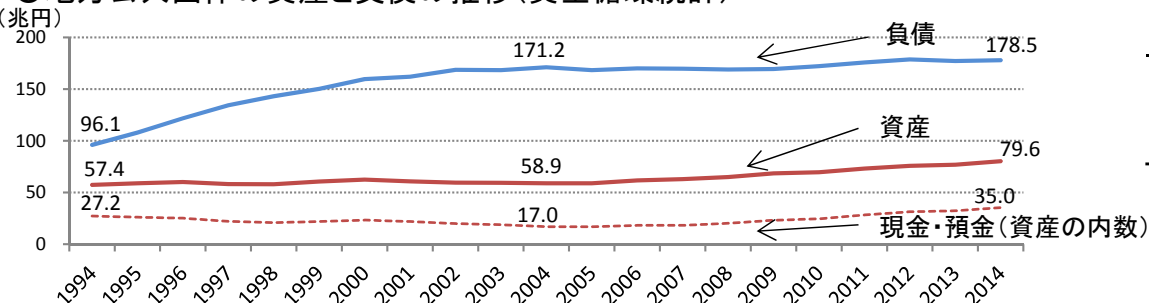
(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2016年度末で32兆円程度)である。

○積立金残高の推移



(注) 2014年度末決算の積立金残高については、被災3県のその他基金1.4兆円を除いた額。

○地方公共団体の資産と負債の推移(資金循環統計)

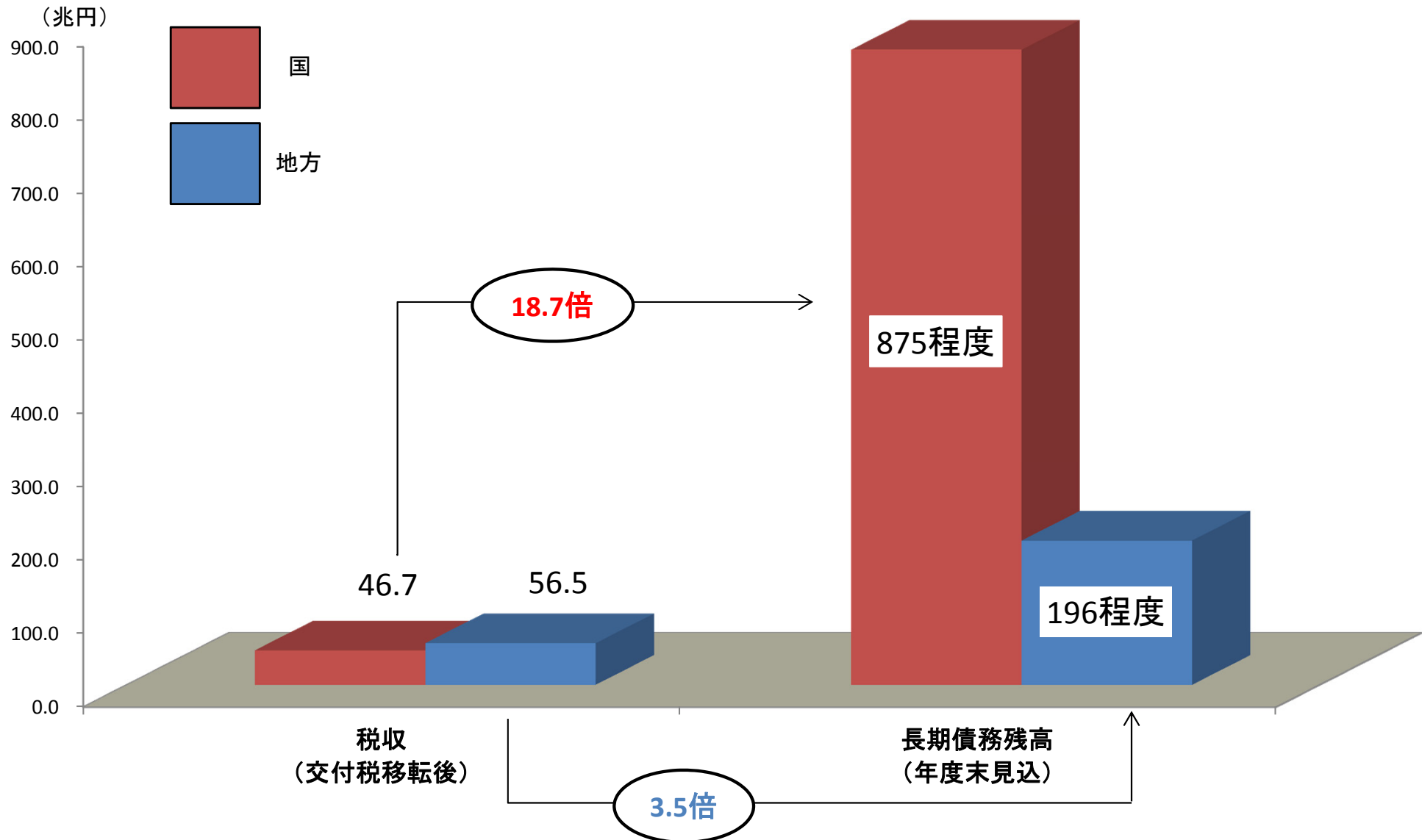


	10年前 (2004年度末)	現在 (2014年度末)	差額
負債	171兆円	179兆円	7兆円
資産 (うち現金・預金)	59兆円 (17兆円)	80兆円 (35兆円)	21兆円 (18兆円)

(出典) 資金循環統計(日本銀行)

(注) 負債は、負債総額より金融資産・負債差額を引いたもの

国と地方の財政状況(債務残高と税収の比率(2016年度末見込み))



(注) 1. 国税収は特会諸税を含む。

2. 地方税収は、地方財政計画ベースの見込額+地方財政計画外税収

3. 交付税等移転後税収は、地方交付税法定率分及び地方譲与税を国から地方へ移転した後の計数

各年代における国債・地方債残高増減額の推移

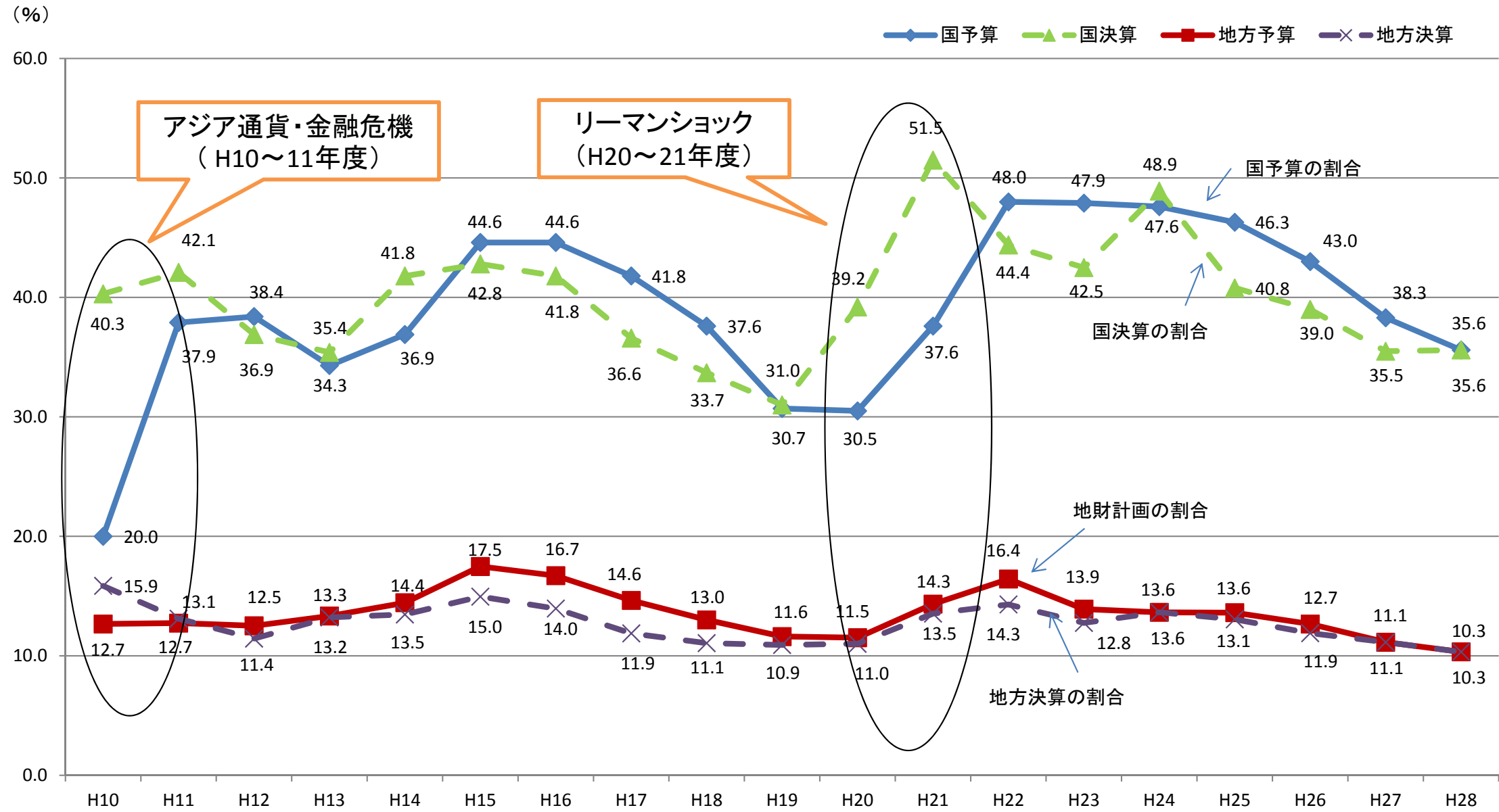
	国(普通国債)			地方(普通会計債)			国・地方 合計 C3=C1+C2
	A	B	増減 C1=B-A	A	B	増減 C2=B-A	
1960年代 (1959年度末 → 1969年度末)	-	2.5	+2.5 (57.3%)	0.7	2.5	+1.8 (42.7%)	+4.3
1970年代 (1969年度末 → 1979年度末)	2.5	56.3	+53.8 (69.5%)	2.5	26.1	+23.7 (30.5%)	+77.4
1980年代 (1979年度末 → 1989年度末)	56.3	160.9	+104.7 (81.3%)	26.1	50.3	+24.1 (18.7%)	+128.8
1990年代 (1989年度末 → 1999年度末)	160.9	331.7	+170.8 (69.4%)	50.3	125.6	+75.3 (30.6%)	+246.1
2000年代 (1999年度末 → 2009年度末)	331.7	594.0	+262.3 (94.9%)	125.6	139.8	+14.2 (5.1%)	+276.5
2010年代 (2009年度末 → 2016年度末)	594.0	837.8	+243.8 (98.2%)	139.8	144.2	+4.4 (1.8%)	+248.2

※1 各年度の残高は、2016年度末(見込み)を除き実績額である。

※2 増減欄下段()書は、各年代の国・地方合計(C3)におけるそれぞれのシェアである。

※3 (参考)2016年度の国の一般会計総額96.7兆円、地方財政計画歳出87.7兆円

国と地方の公債依存度の推移



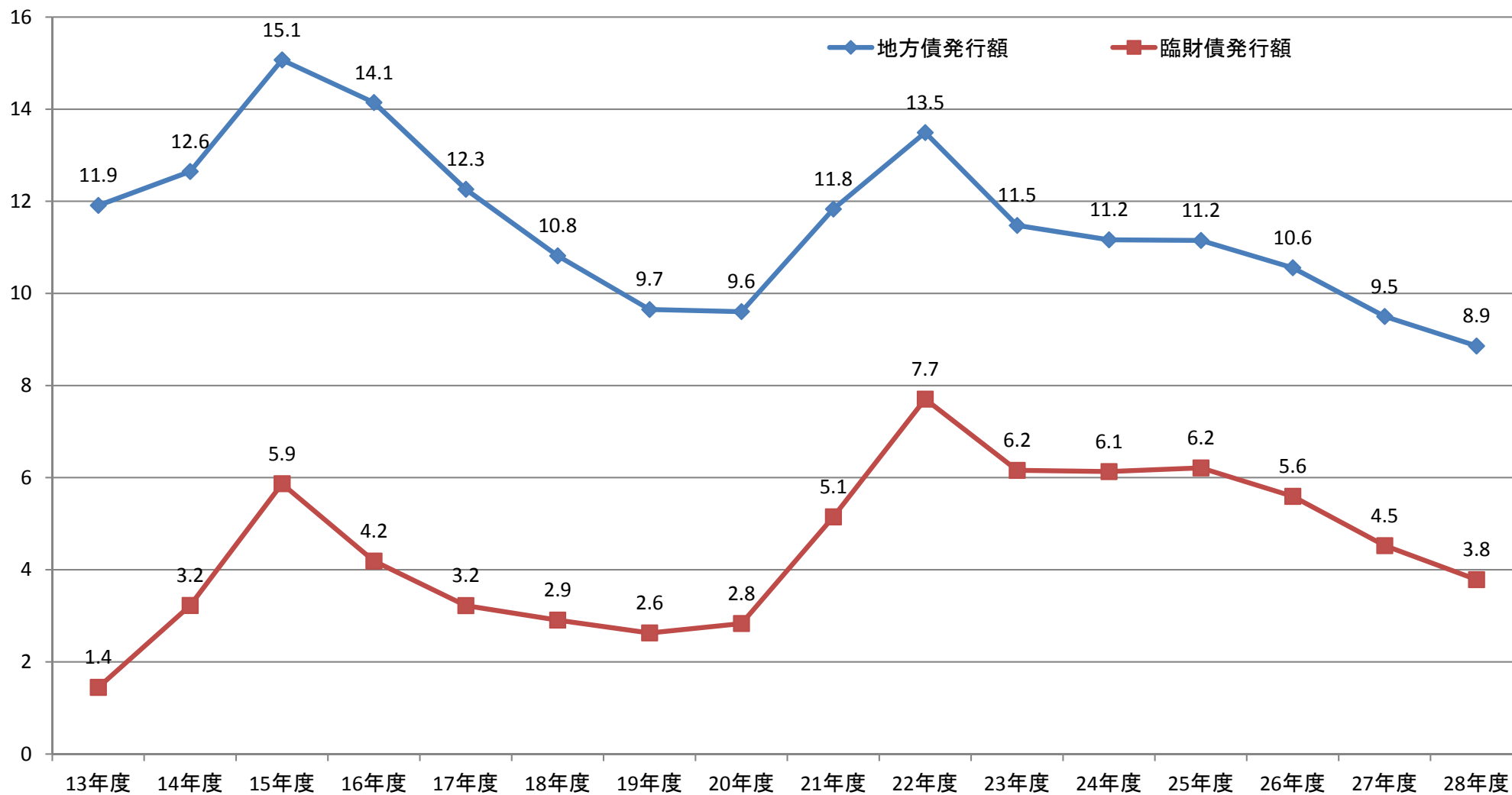
※1 国決算の割合: 平成27年度までは決算ベース、平成28年度は当初予算ベース

※2 地方: 地財計画の割合は、地財計画地方債/地財計画総額。

地方決算の割合は、地方債決算額/再修正後決算額で試算(ただし平成27年度以降は地財計画額)。

地方債・臨財債の年度発行額

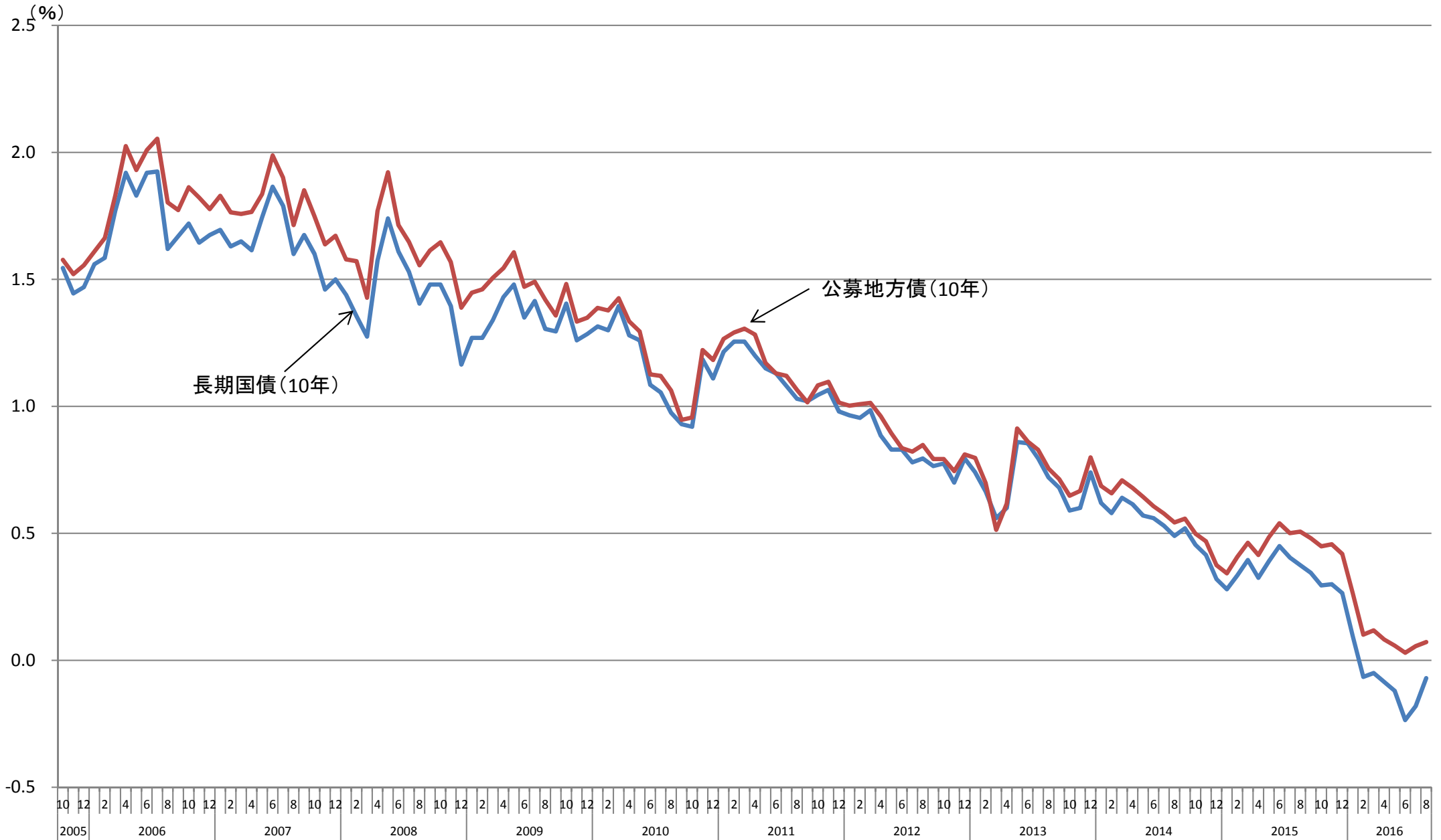
地方債
年度発行額(兆円)



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地方債 年度発行額 (億円)	119,107	126,493	150,718	141,448	122,619	108,174	96,529	96,055	118,329	134,939	114,772	111,654	111,517	105,570	95,009	88,607
臨財債 年度発行額 (億円)	14,488	32,261	58,696	41,905	32,231	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333	62,132	55,952	45,250	37,880

国・地方でバランスのとれた財政再建

○ 債券市場において、国債はベンチマークとしての役割を果たしており、財政再建は国・地方でバランスよく進める必要。国家財政の持続可能性に疑義が呈されれば、自治体の調達金利の上昇をもたらす地方財政にも甚大な影響。



(出典) 日本銀行「金融経済統計月報」

時代の証言者

鹿児島から戻った1960年(昭和35年)、国会が毛遂に囲まれた1党優位で、専ら自治省が誕生する法律も成立します。総理府の下にあった自治庁が省に昇格するのです。

空襲騒動の後に誕生するのが池田内閣で、池田さんは政治より経済に国民の目を向けようと所得増進計画を打ち出しました。そこから日本が高度成長に向かう「黄金の60年代」が始まります。「国土の均衡ある発展」という政策の下に、国と地方が一体になった時代です。

《全国総合開発計画ができるのが62年。拠点開発方式を採用

国と地方 石原 信雄 10

と、各地に重化学コンビナートを建設する最初の国土計画だった。新産業都市や工業整備特別地域の整備促進など、様々な開発立法がラッシュになる

私たちは、高度成長に必要なを整えるのが国の政策であ

「車の両輪」 福田蔵相の名言

る以上、財政力の弱い地域ほど、国の補助金の割合を引き上げるだけでなく、地方に配る地方交付税も上積みしようという作業に追われました。



国会で審判する当時の福田蔵相(中央)。右は藤山巖一郎・経企庁長官(1966年1月)。

それまでの地方交付税の配分では、まだにおおきな基礎を維持する経費しか考えていません。例えば、瀬戸内は瀬の護の長き港、出入りする船

《地方交付税制度が本格的な財源保障制度になるのは60年代後半だった。国税収入の一定割合を地方に配るこの制度ができたのが54年度。それから10年で

の7割を基礎にして自治体の必要額を決めていたのです。これで新しい産業を育てるにも地方に余がない。国が補助金を整備を促しても、自治体は自己負担も出せない。そこで、公共事業を行う場合、地方の負担も交付税で算定するように変えな

国の歳入の伸びは3・7倍だったが、地方交付税の規模は6倍に。地方交付税の原資として国から入る割合(交付税率)も6回引き上げられ、66年度に現在の水準でも32%になった。

「言われないのは、交付税率を32%にして一気に地方交付税の総額を増やした60年当時の大蔵大臣、福田蔵相さんです。『国と地方は車の両輪』というのは、福田さんが残した名言です。大蔵省はその前年、東京五輪後に倒れし憂鬱を脱し、それ

れまで守ってきた『均衡財政主義』を転換して国債の発行を始め、減税

と公共投資で景気の回復を図る方向へ踏み切りました。大蔵言、俺は『国は国、地方は地方』と言っていたのですが、福田さんが断り、地方交付税の規模

が拡大されて、地方財政が強化されたのです。

「地方が弱ければ、政府の政策は進まない。地方が困った時は国は協力し、国が困った時は地方も協力してほしい。国と地方は車の両輪だ」

「国を養育し、記者会見でこう発言した福田さん。事務方で支えたのは、主計局長の嶋山威一殿さんでした。嶋山紀夫・民主党政調長のお父さんです。終戦直後の超緊縮財政政策「ドッジ・ライン」で打撃を受け、地方財政の穴がはるる埋

まらなかった。福田嶋山ラインに救われ、地方財政の基礎ができたと思います。「国と地方は車の両輪」の言葉を、80年代、財政部長と事務

次官になっても何度も思い出しました。この時の恩があり、国が断り、地方が立ち上がった時は、戦々然りするところだったのだと。

目次

- I. 地財計画の概要等
- II. 国と地方の財政状況
- III. 地方の歳出水準と地財計画の機能**
- IV. 改革方針

「地方一般財源総額 実質同水準」ルールについて

平成28年度地方財政計画(単位:兆円)

「骨太2016」(平成28年6月2日 閣議決定)等のポイント

【歳出:85.8】

【歳入:85.8】

給与関係経費:20.3	地方交付税:16.7 うち特例加算分 0.3 地方特例交付金:0.1	一 般 財 源 (61.7兆円)
一般行政経費:35.8 うち、補助分:19.0 うち、単独分:14.0 うち、まち・ひと・しごと 創生事業費:1.0 うち、重点課題対応分:0.25	地方税・ 地方譲与税:41.1	
歳出特別枠:0.45	臨財債:3.8 うち折半対象分 0.3	特 定 財 源 (24.0兆円)
投資的経費:11.2	その他:5.7	
公債費:12.8	その他地方債:5.1	
水準超経費:1.5	国庫支出金:13.2	
その他:3.7		

財政健全化目標

- 国・地方合わせた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化、その後債務残高対GDP比を安定的に引下げ

経済・財政再生計画における歳出改革の目安

- <目安1>PB赤字対GDP比 : 2018年度▲1%程度
- <目安2>国の一般歳出の水準 : 安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。
- <目安3>社会保障関係費の水準 : 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
- <目安4>地方の歳出水準 : 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

地方一般財源総額の推移(地財計画ベース)

■ 臨時財政対策債

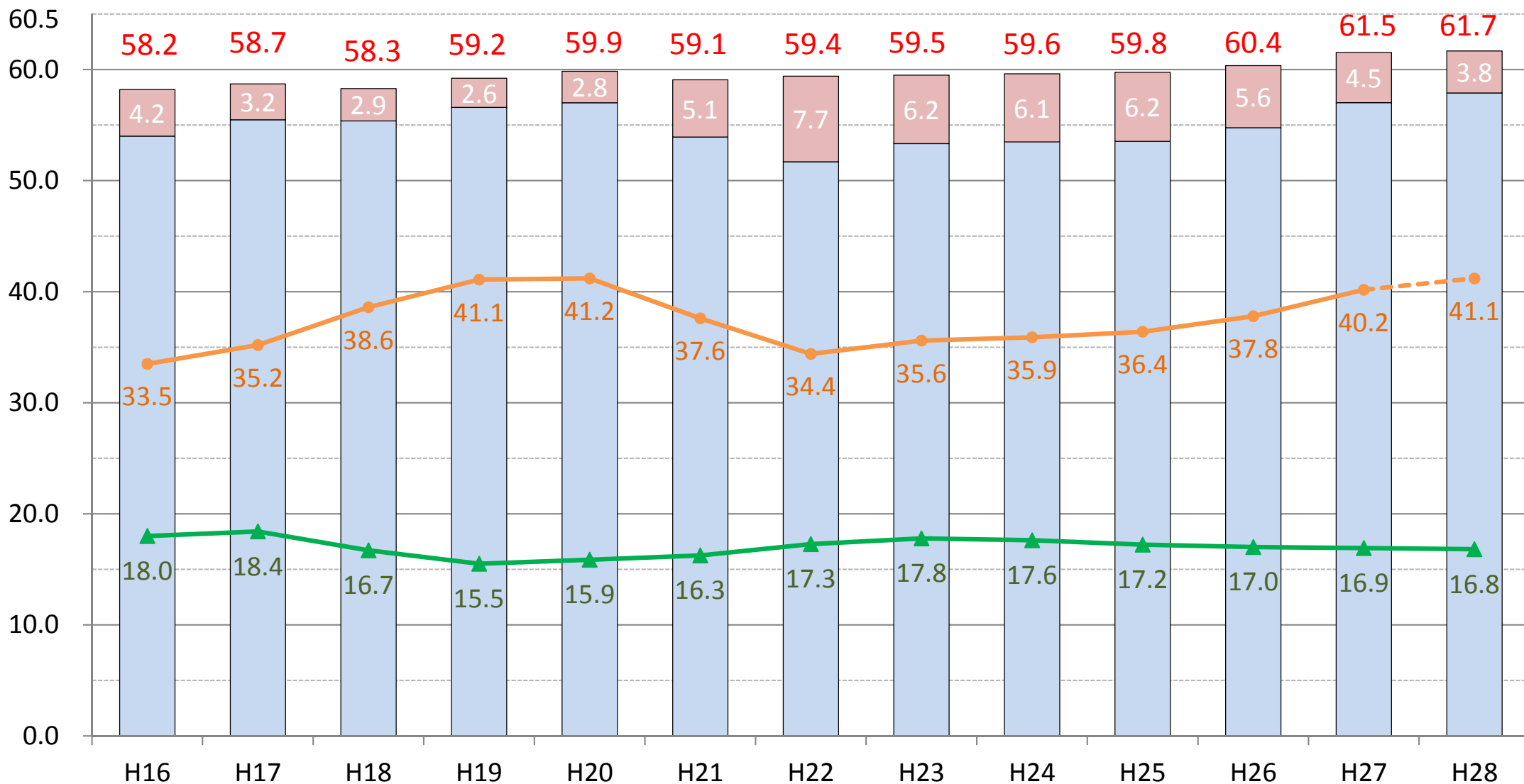
■ 地方税収等+地方交付税等

● 地方税収等(地方税+地方譲与税)

▲ 地方交付税等(出口ベース)(地方交付税+特例交付金)

赤字: 地方一般財源総額

(兆円)

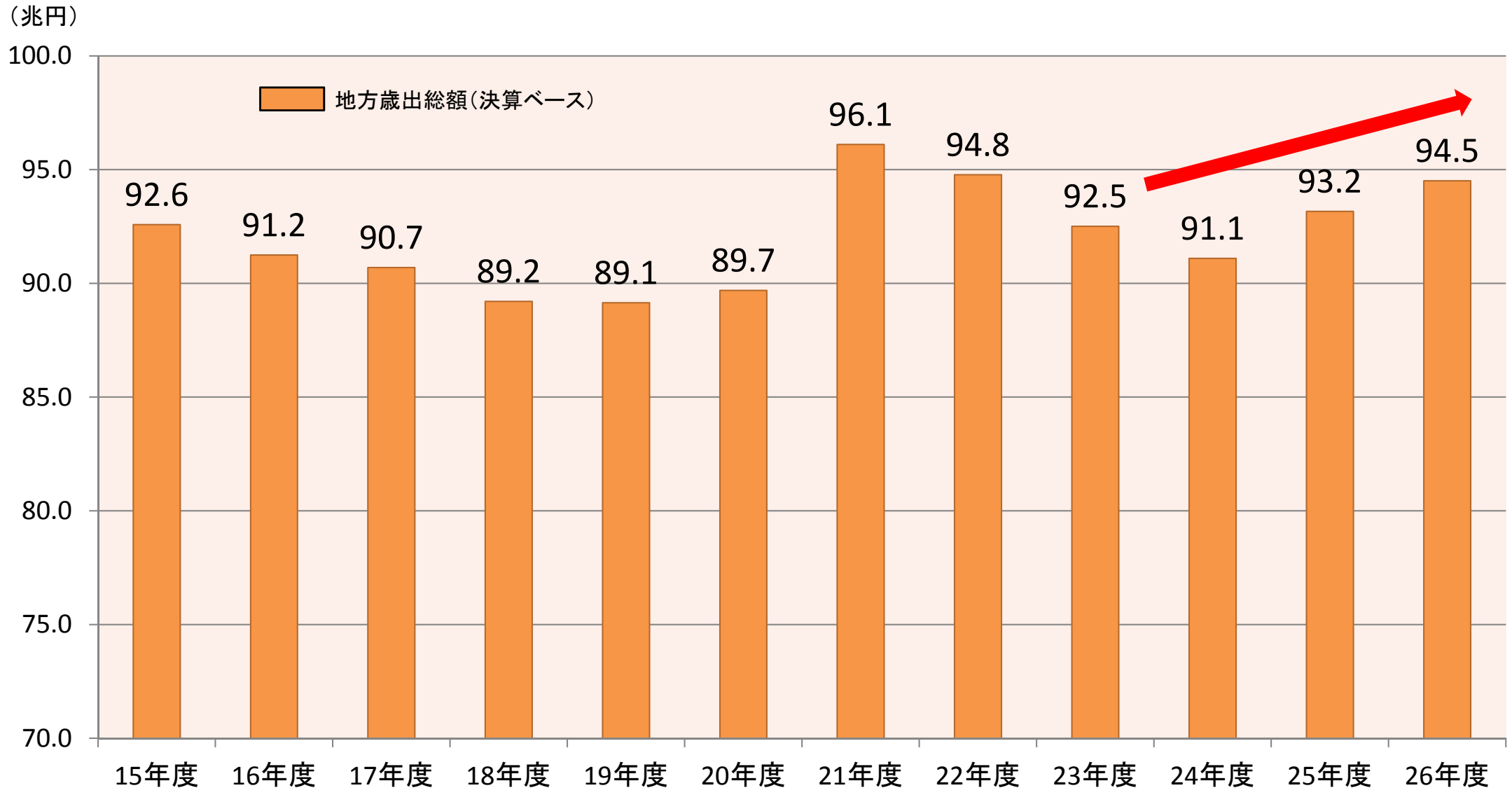


(※1) 地方税収等は地方財政計画額。(超過課税分、法定外税等を除く。)

(※2) 平成16年度、17年度については、18年度に平年度化した税源移譲3兆円とベースを合わせて修正(16年度:+2.6兆円、17年度:+1.9兆円)

地方の歳出総額(決算ベース)の推移

○ 地財計画における歳出額は、ほぼ横ばいで推移しているが、決算ベースで見ると、地方税収の上振れや基金の取崩し歳出の影響等もあり上昇傾向。その基調は継続すると考えられる(27年度地方税収決算見込み:対前年度+2.3兆円)。



※ 地方歳出総額は通常収支分である。

○ 地財計画の歳出総額の増加は国民負担に直結。したがって、納税者の視点からは、地財計画による歳出見込みが客観的・適正であることが重要。

⇒ このため、分析可能な最新データである平成25年度を例に決算額と計画額を比較すると、決算額歳出(89.3兆円) > 計画額歳出(84.1兆円)

(注)「平成25年度地方財政計画と決算の比較」(27年12月「地方財政要覧」)における単年度収支ベース修正決算額等。

具体的には、決算(93.2兆円)と計画(81.9兆円)の比較のため、決算については、前年度からの繰越金を控除し、次年度への繰越金を加算するとともに、年度内貸付金分(年度内に歳出と歳入の両建てで計上され、地方一般財源は費消しない形式的な歳出)3.2兆円を控除(修正後決算歳出額:89.3兆円)。計画については、補正予算等の影響を加算(修正後計画額:84.1兆円)。

⇒ しかしながら、上記決算額の中には、総務省HP、会計検査院報告等によれば、地財計画にもともと計上されていなかった以下の歳出が含まれているため、地財計画の財源による決算歳出を把握するためには、これらを控除する必要。

- ・ 超過課税・法定外税を財源とする歳出
- ・ 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与等
- ・ 地方税収等の決算増収分を財源とする歳出
- ・ 使用料・手数料の決算増収分を財源とする歳出
- ・ 過去に積立てた基金からの取崩分を財源とする歳出
- ・ 基金への積立歳出等

決算額歳出と計画額歳出との乖離について(参考)

総務省HP

【地方財政計画の役割】

地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 歳入 超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

会計検査院報告

【会計検査院報告(平成18年10月)における指摘(抄)】

なお、地方公共団体の歳出には、地方財政計画外の歳入である超過課税や法定外税、基金の取崩し等を財源とした歳出もあることから、全体としては同決算額は同計画額を上回ることとなる。

25年度修正後決算歳出額



このうち、

0.7兆円

超過課税
法定外普通税
法定外目的税
の税込

は、上記のとおり、
地方財政計画の歳
入に計上されておら
ず、計画の範囲外

1.0兆円

給与関係経費
の「決算額－
計画額」＝国
家公務員の給
与水準を超え
て支給される
給与、人員配
置の加配等

は、上記のとおり、
計画の範囲外

0.8兆円

地方税収等の
決算増収分見
合い歳出

は、左記と同様に、計画の範囲外

0.4兆円

使用料・手
数の決算増収
分見合い歳出

は、左記と同様に、計画の範囲外

2.7兆円

過去に積立
た基金からの
取崩分見合い
歳出

は、上記のとおり、計画の範囲外

4.2兆円

基金への積立
歳出等

は、上記と同様に、計画の範囲外

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について①

○ 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせると、
 実質的な決算額(79.5兆円) < 実質的な地財計画額(84.1兆円)

修正後決算額

89.3兆円

①超過課税・法定外税分の見合い歳出

②地方税収等の決算増収分見合い歳出

③使用料・手数料の決算増収分見合い歳出

④給与関係経費の決算乖離分

⑤過去に積立てた基金からの取崩分見合い歳出(注)

⑥基金への積立歳出等

①~③

1.9

④

1.0

⑤過去に積立てた基金からの取崩分見合い歳出

2.7

⑥基金への積立歳出等

4.2

地財計画額及び決算額は、東日本大震災関連経費を控除した通常収支ベースである。

補正予算等の影響を加味した修正後計画額

実質的な決算額

79.5兆円

25年度地財計画と比較すべき決算額
79.5

25年度地財計画で保障された歳出額

84.1

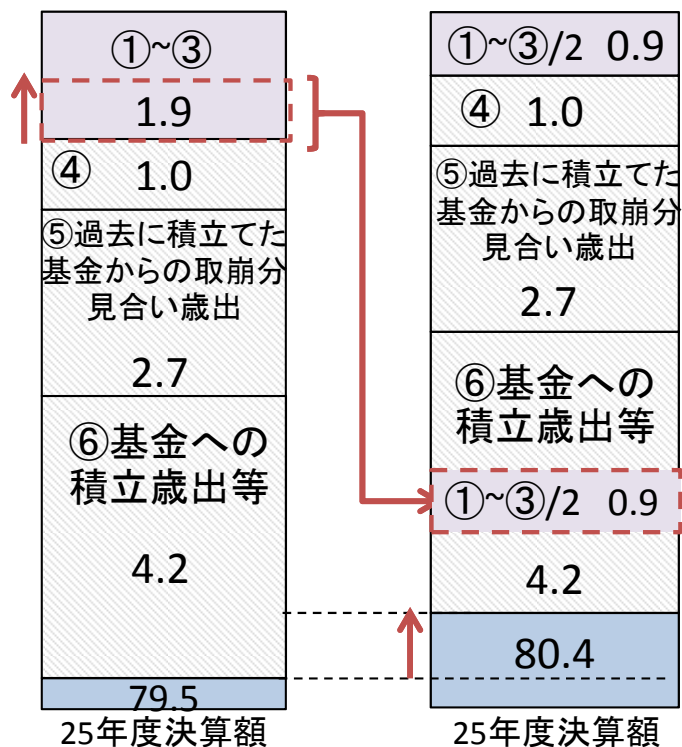
25年度決算額

25年度地財計画額

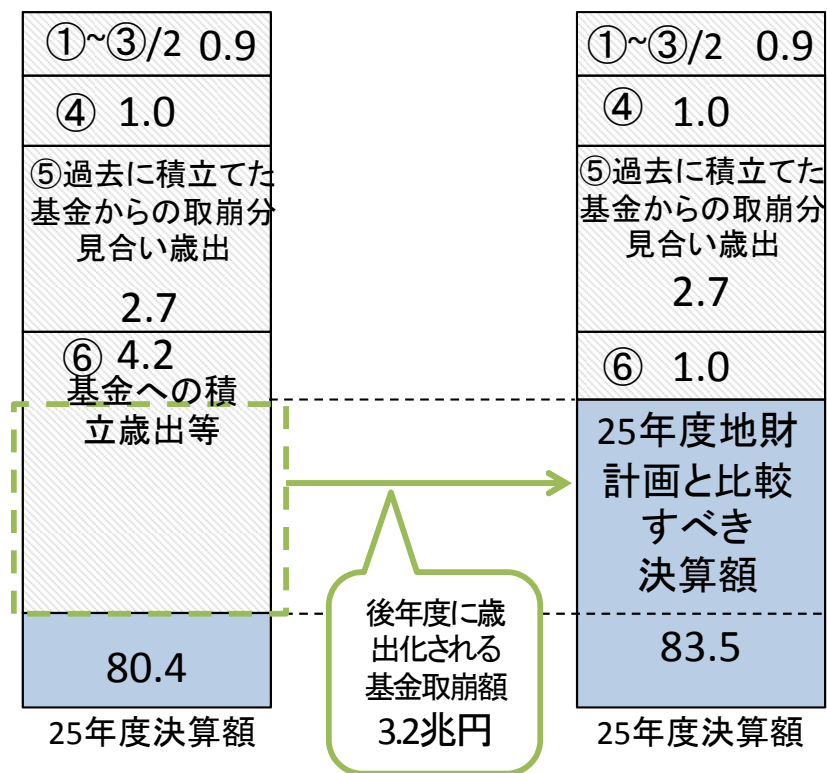
(注) 基金取崩額については、被災3県におけるその他特定目的基金の取崩額を用いた見合い歳出を控除しているが、その他の東日本大震災関連経費が含まれている可能性がある。

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について②(実際の地方財政運営を考慮して以下を仮定)

地方税収等上振れ分による基金への積立



基金積立額の後年度の歳出化



- ①法定外税等見合い歳出
- ②地方税収等上振れ分見合い歳出
- ③使用料・手数料上振れ分見合い歳出

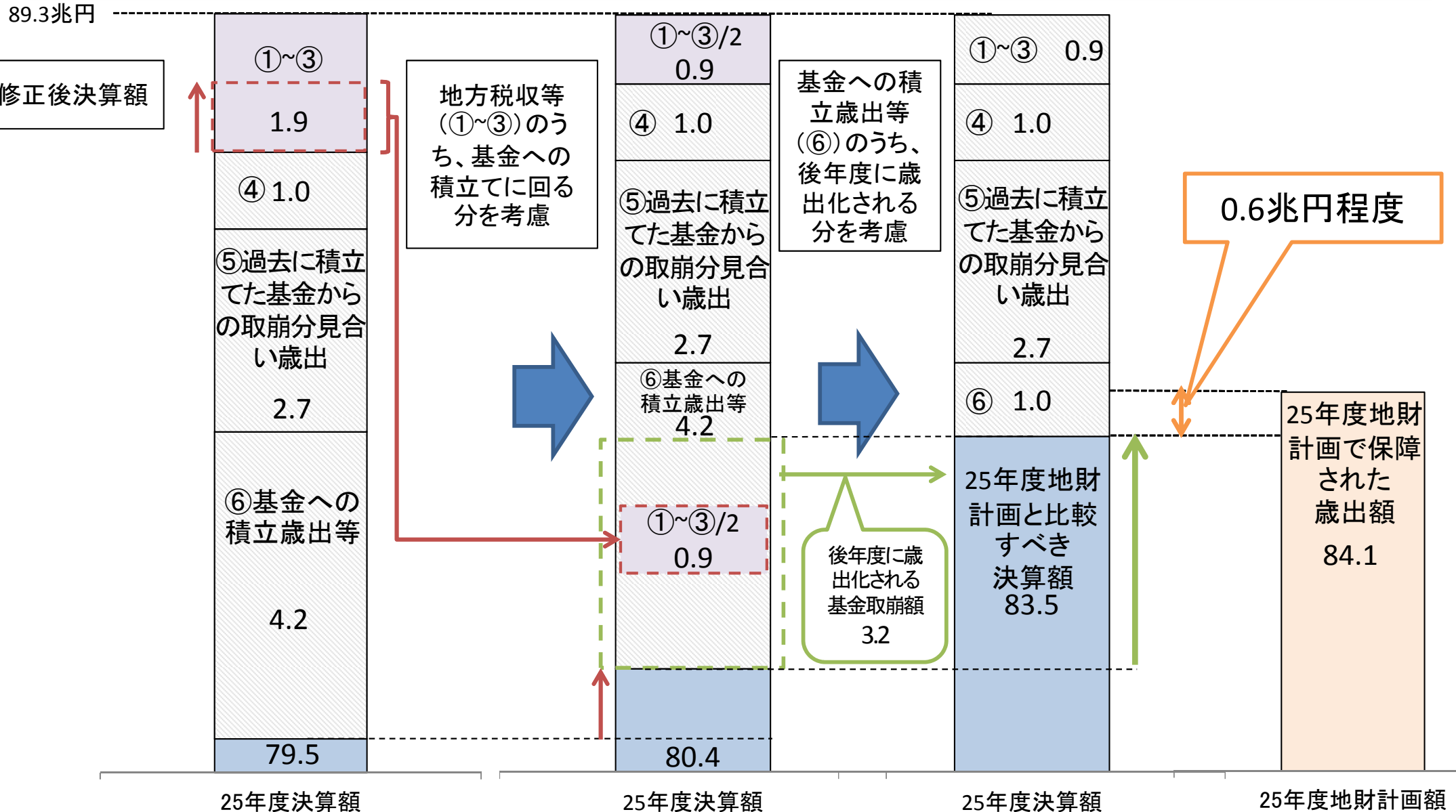
については、その半分が基金への積立に回っていたと仮定。

- 地財計画は本来、当該年度に必要な経費を計上するものであるが、各自治体では、予算執行上の工夫として、当面必要な支出は過去に積み立てていた財源で対応し(基金の取崩し)、当該年度の資金は一旦基金に積んだ上で、後年度に取崩して必要な歳出に充てるといった運営も行われている。
- この場合、後年度に歳出化される取崩額については、すべてが地財計画が想定していない歳出という訳ではなく、地財計画に適合的な標準的な歳出内容が含まれていると考えられる。
- このため、各年度の基金への積立額(基金への積立歳出等)のうち、1.0兆円(※)を残して、後年度に地財計画に沿った内容で歳出化が行われていたと仮定。

※ 平成19~26年度の基金残高の状況を見ると、毎年度取崩しと積立の両方を行いつつも、平均して毎年度1.0兆円の増加となっている。

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について③

○ 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせ、さらに前頁の仮定を反映すると、
実質的な決算額(83.5兆円) < 実質的な地財計画額(84.1兆円)

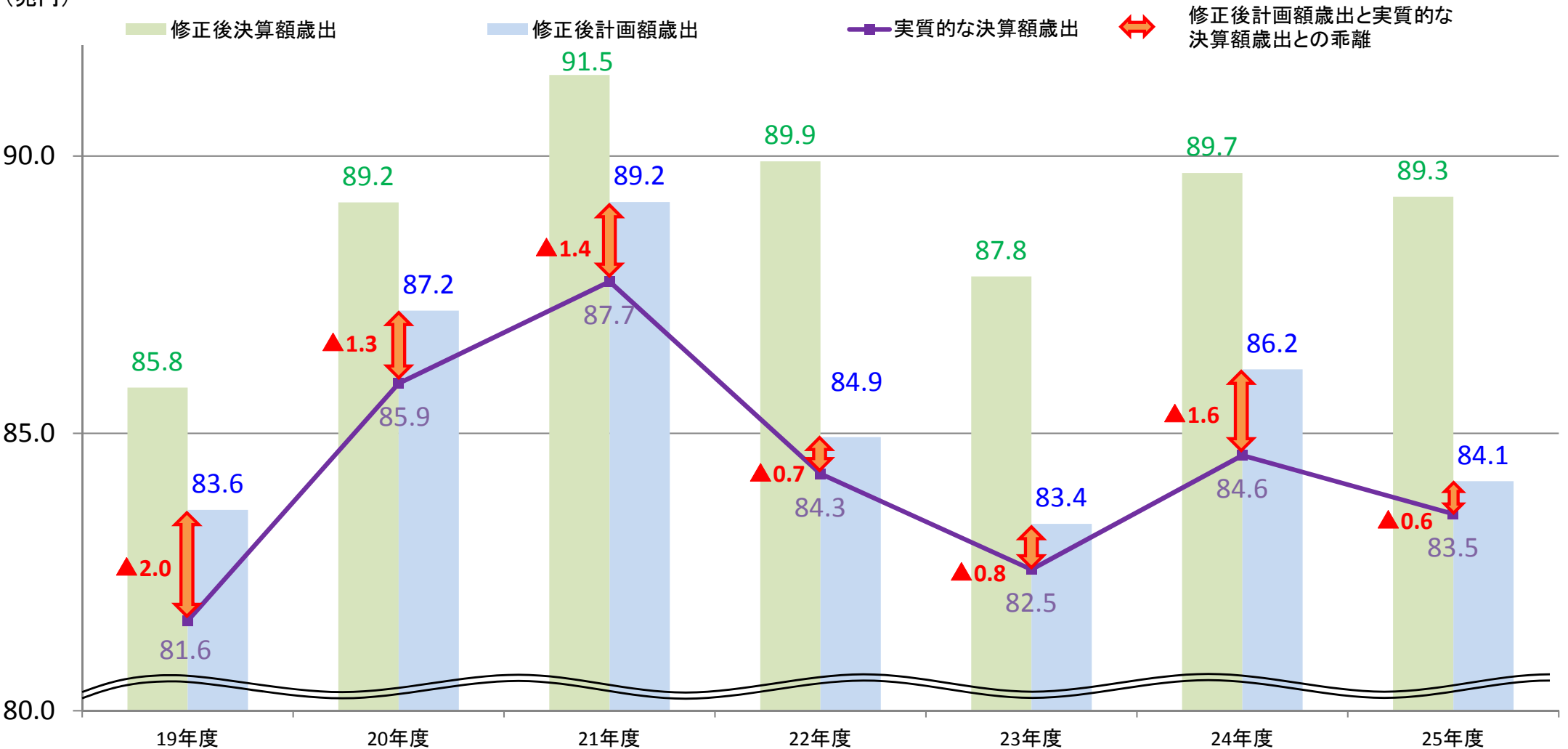


(注) 「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」のうち、基金への積立歳出は3.1兆円。したがって、上記の「後年度に歳出化される基金取崩額3.2兆円」は、本来は2.1兆円(=3.1-1.0)であるが、本推計では簡略化のため、「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」から1.0兆円を引いて3.2兆円としている。

決算額歳出と計画額歳出の乖離推移

- 近年の実質的な決算額と計画額を比較すると、継続的に1兆円前後、計画額歳出の方が決算額歳出を上回るとの推計結果となる。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して地方一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。

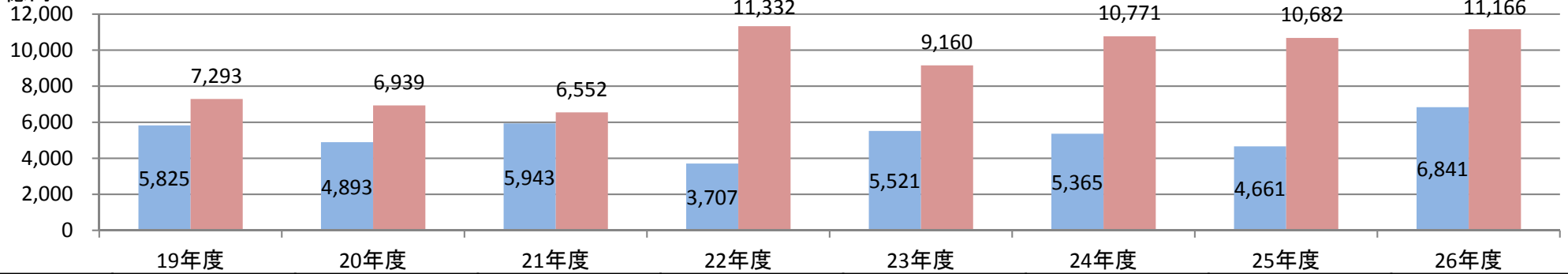
(兆円)



基金の取崩額・積立額の推移

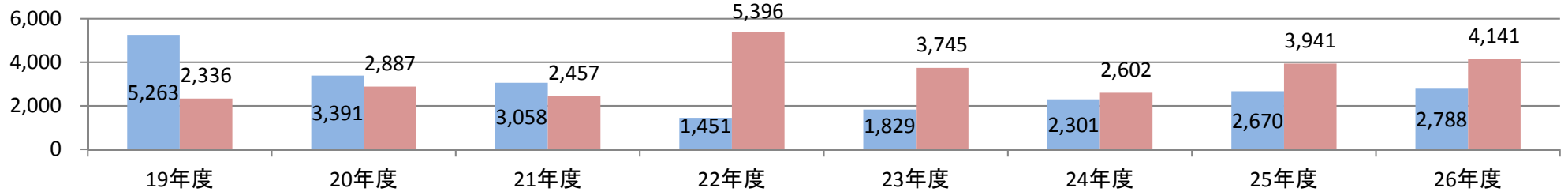
財政調整基金

単位：億円



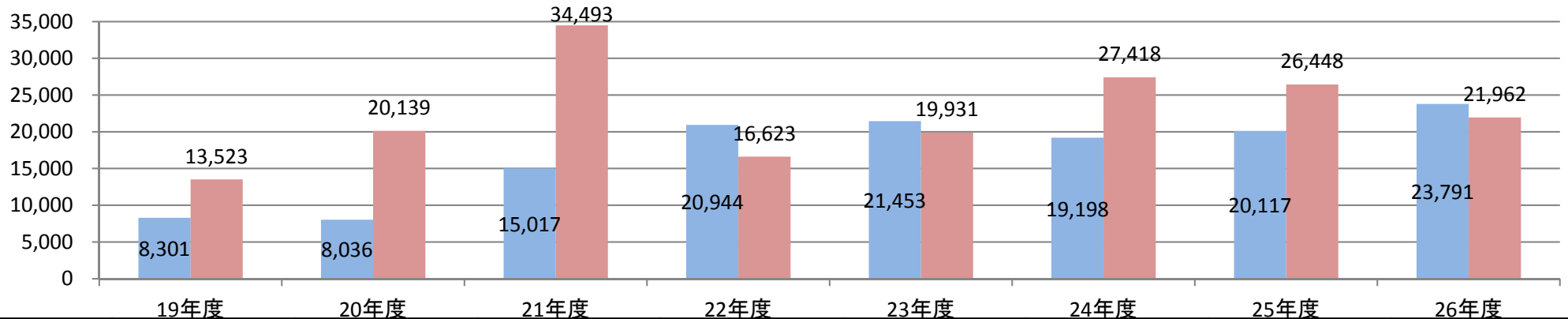
積立-取崩額	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	1,468	2,047	609	7,625	3,640	5,406	6,021	4,326

減債基金



積立-取崩額	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	▲2,928	▲504	▲601	3,945	1,915	301	1,271	1,353

その他目的基金



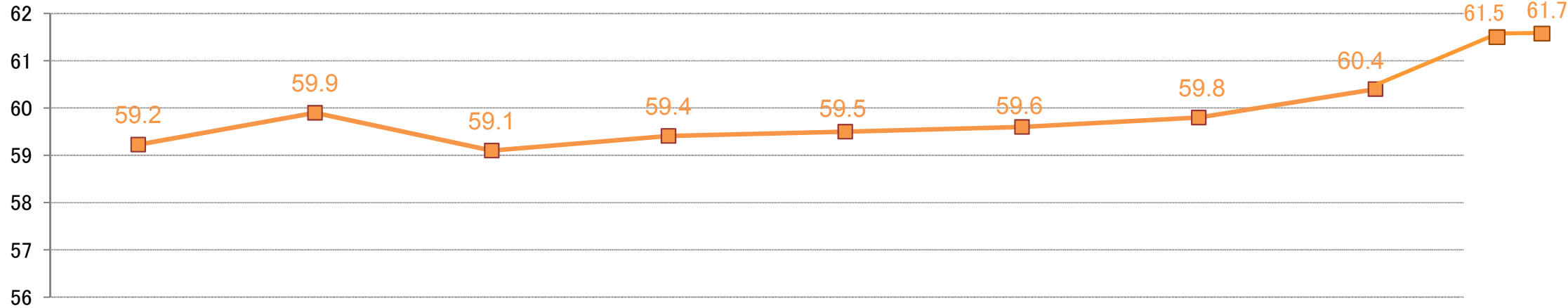
積立-取崩額	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	5,222	12,103	19,477	▲4,321	▲1,522	8,221	6,331	▲1,829

※ その他目的基金は、平成23～26年度において、東日本大震災被災三県（岩手、宮城、福島）の取崩・積立額を控除している。

地方の基金残高の推移

地方一般財源

(兆円)



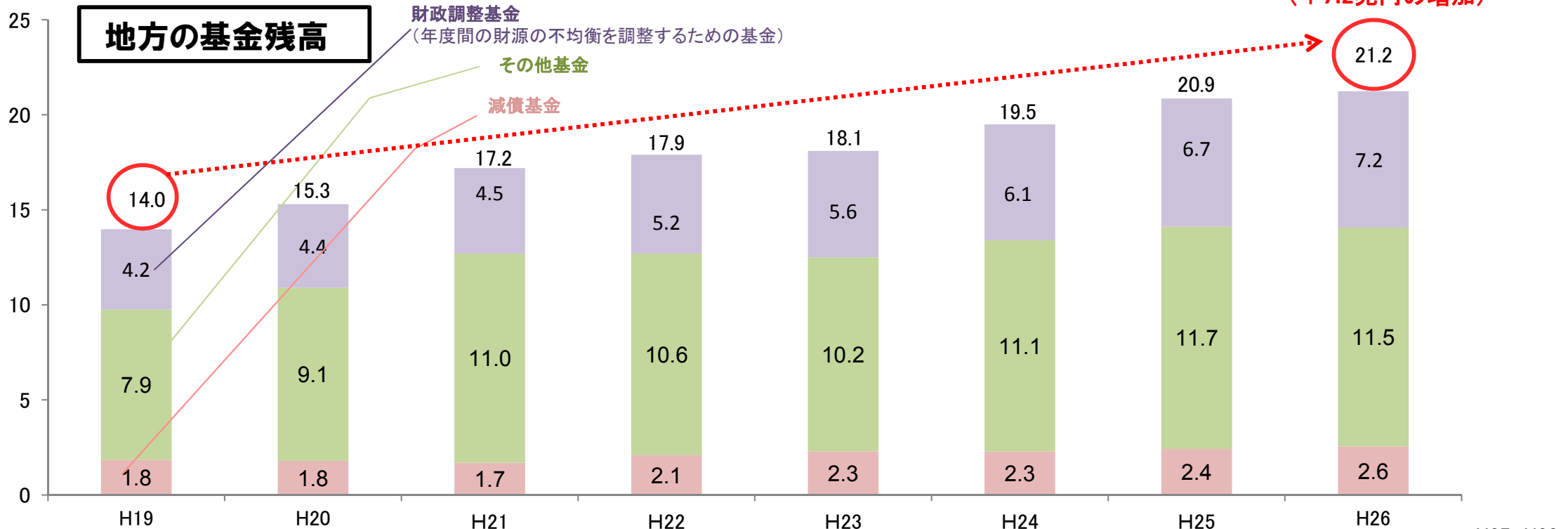
地方の基金残高

財政調整基金
(年度間の財源の不均衡を調整するための基金)

その他基金

減債基金

(+7.2兆円の増加)



(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。

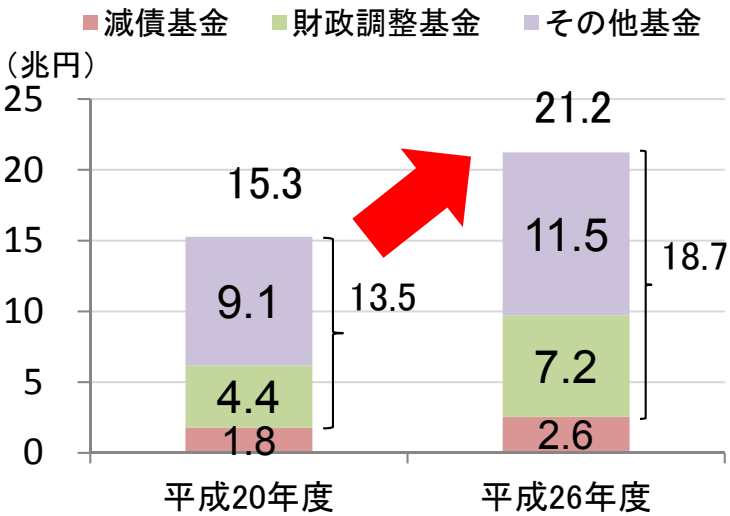
(※2)平成23年度から26年度までの積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円、25年度:1.5兆円、26年度:1.4兆円)を除いた額。

H27 H28

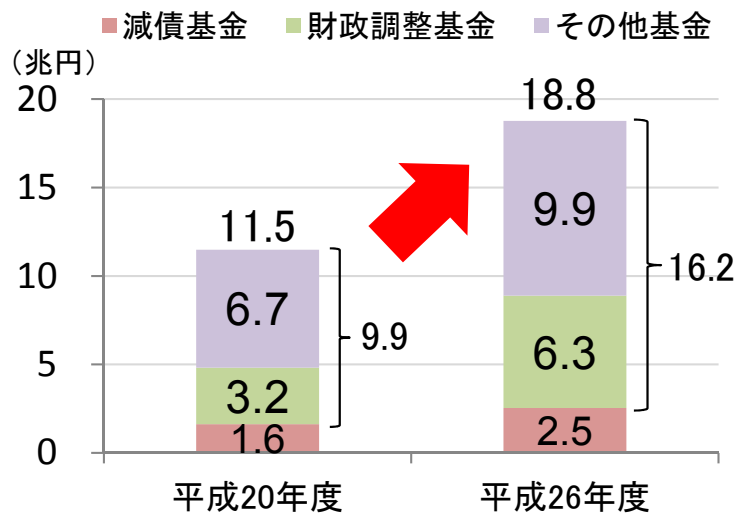
地方団体の基金残高の内訳

○ 平成20年度から26年度にかけて、交付団体、財政力の弱い6県、市町村、政令指定都市、町村のいずれの区分で見ても、基金残高は増加。

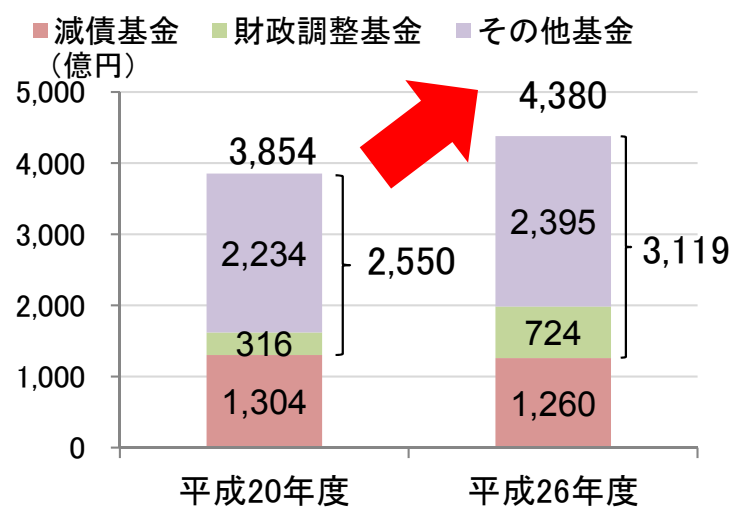
《全地方団体の基金残高》



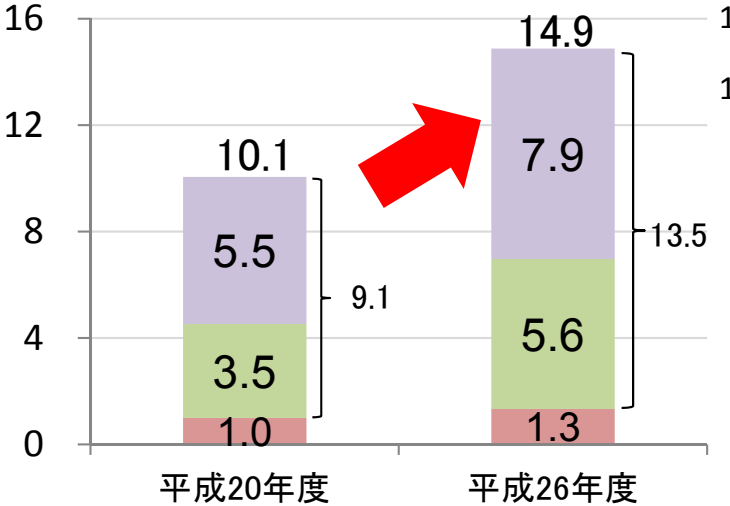
《全交付団体の基金残高》



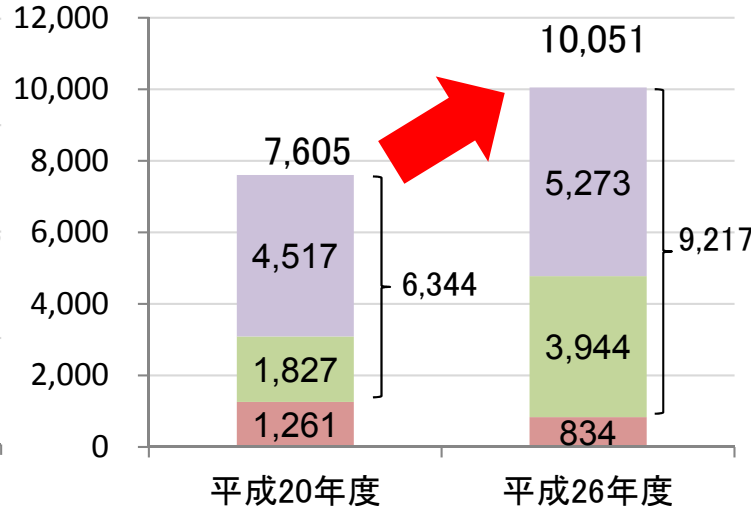
《財政力の弱い6県の基金残高》



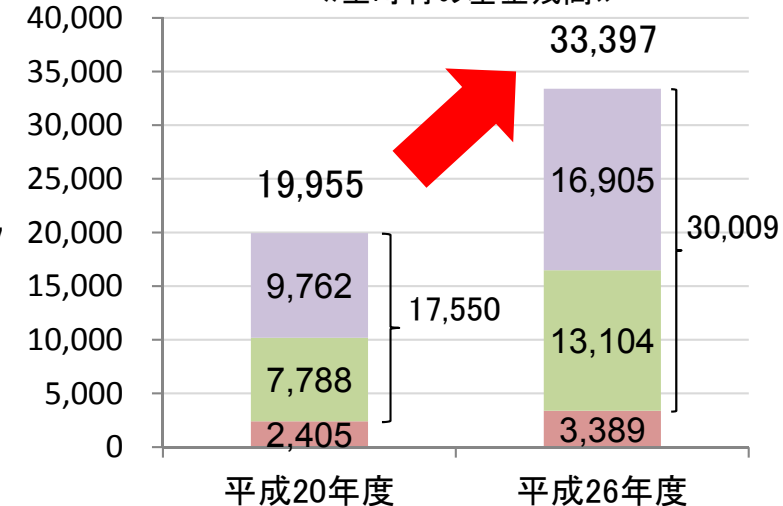
《全市町村の基金残高》



《政令指定都市の基金残高》



《全町村の基金残高》



(※1) 財政力指数は平成26年度時点。基金残高は各年度末決算ベースであり、平成26年度は被災3県のその他基金を除いた額。

(※2) 全交付団体の基金残高は、各年度の不交付団体の基金残高の合計を取り除いて計算。

(※3) 政令指定都市は、平成26年において政令指定都市とされている20市。

目次

- I. 地財計画の概要等
- II. 国と地方の財政状況
- III. 地方の歳出水準と地財計画の機能
- IV. 改革方針**

地財計画の見直し方向

- 地財計画の歳出規模は、実質的に見ると決算額を継続的に上回っている可能性。
- こうした中、地方の歳出水準(決算)は趨勢的に上昇傾向。
(通常収支ベースの歳出総額から公債費及び基金への積立額を除いたベース:19年度 73.8兆円→26年度 78.0兆円)
- また、リーマンショック以降、地方では毎年度基金を取り崩しての歳出化が行われる一方、それを上回る基金への積み立てが続いている。
(現在の基金残高(※1)が歳出化されると、PBは対GDP比▲3.7%(※2)分悪化)

※1 平成26年度決算時点で、減債基金及び東日本大震災被災三県のその他目的基金を除いて18.7兆円。

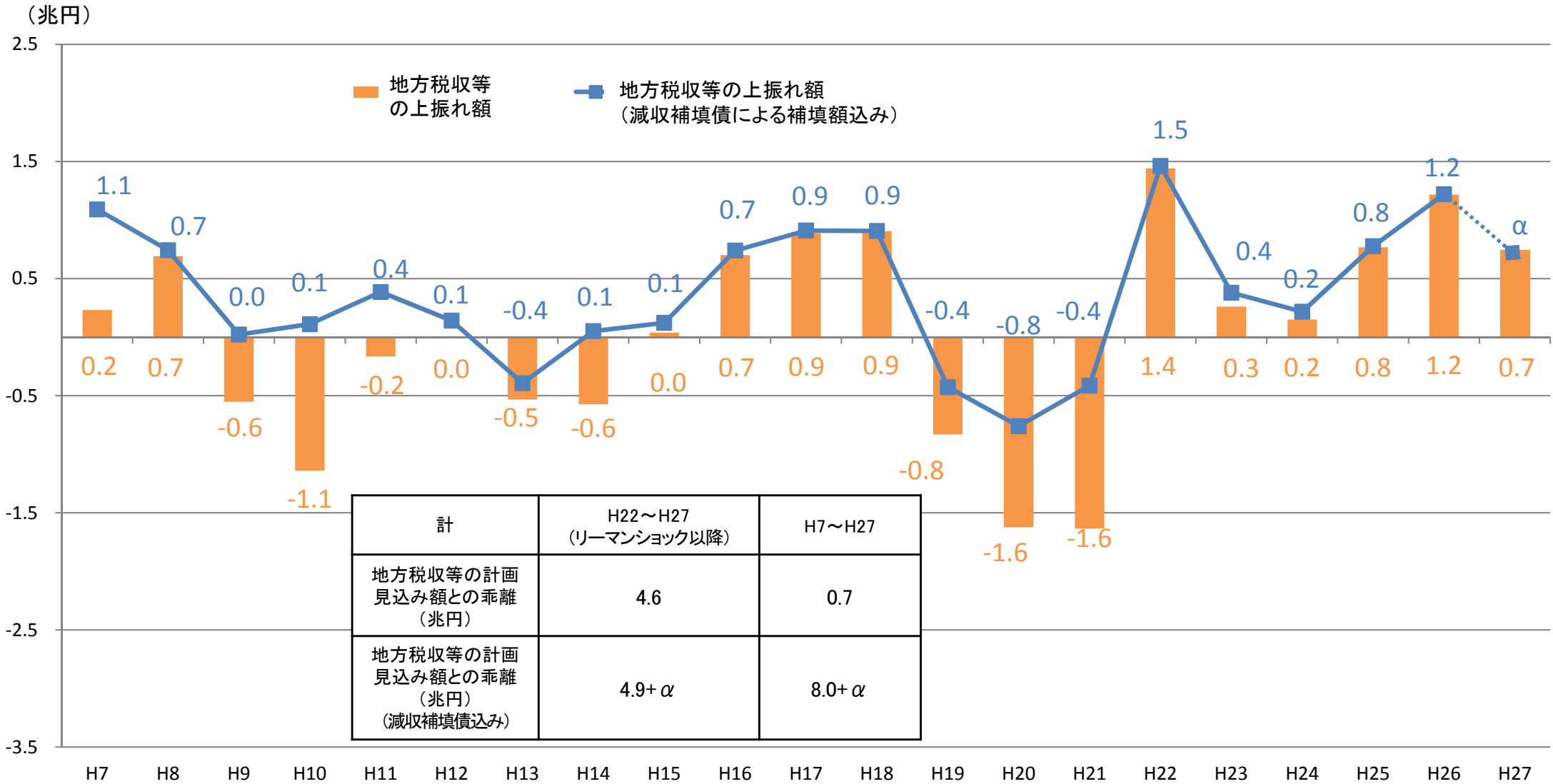
※2 平成27年度年次速報額ベース。

⇒ 経済・財政再生計画(27年6月閣議決定)の「地方の歳出水準」に係る目安の趣旨が十分に反映されるよう、地財計画の精査・見直しを進める必要。

- 地財計画の「対象外」とされている歳出は財政規律上問題はないか ⇒ 地方税収等の決算増収分見合い歳出
- 内訳、積算が検証できない「枠」計上は財政規律上問題はないか
⇒ 一般行政経費(単独事業)、歳出特別枠、まち・ひと・しごと創生事業費 等
- リーマンショック後の臨時異例の危機対応措置は終了すべきではないか ⇒ 歳出特別枠
- 実績と比べて過大(小)な計上となっている経費の見直し ⇒ 追加財政需要、国庫補助事業の不用、使用料・手数料
- 国や民間との比較等で標準を超えると思われる支出の見直し ⇒ 給与関係経費
- 改革工程表に基づく効率化を地財計画へ適切に反映する必要があるのではないかと ⇒ トップランナー方式 等
- 不十分な「見える化」を改善すべきではないか

地方税収等の計上の適正化①

- リーマンショック以降、地方税収等は決算での上振れが続いており、22～27年度までの累計で+4.6兆円の決算増収。
- より長期で見ても、地方税収等が下振れた場合は減収補填債が発行(元利償還費を地財計画に計上)され、計画見込みからの下振れ分が補填されている。



(※)平成27年度は見込み (出典)地方財政要覧

地方税収等の計上の適正化②

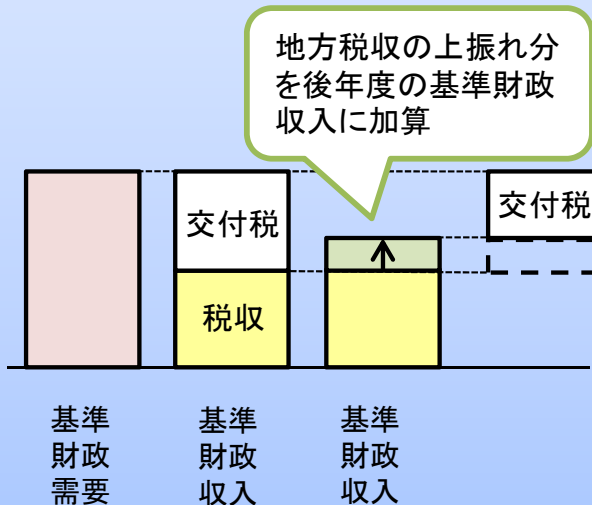
- 地財計画で見込んだ歳入・歳出のギャップを埋めるべく交付税が措置されることを踏まえれば、計画見込みからの地方税収等の上振れ分は、結果として、本来必要なかったはずの赤字国債の発行を国の側で行っていたことを意味する。
- また、地方税収等の上振れ分歳出の用途は地財計画の対象外となることから、現状では、「標準的な行政水準」を計上する地財計画を通じての歳出規律が働かない状態。
- 「経済財政再生計画」の「目安(地方歳出水準の目安)」の趣旨を反映させるべく、地方税収等の計画見込みからの上振れ分については、マイクロベースで行われているのと同様、地財計画上でも精算を行うべきではないか。

※ 国税収が上振れた場合は、後年度に赤字国債・地方債を縮減する形で地財計画上で精算

【図①】

基準財政収入額の精算

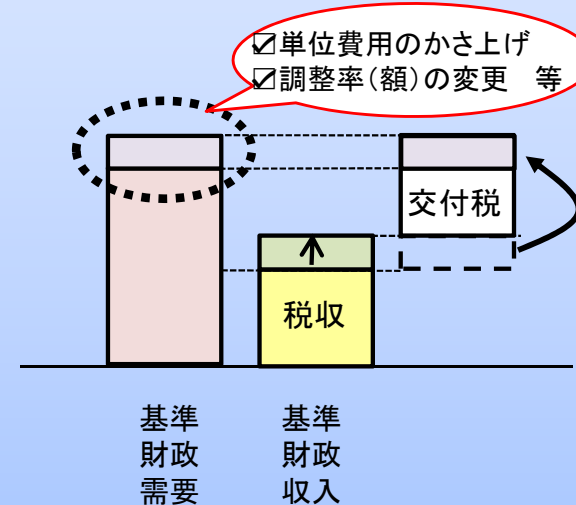
(個別自治体ごとのマイクロベース)



【図②】

精算に伴う調整

(総体としての地方)



$$\text{基準財政需要} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} \times \text{調整率(額)}$$

- マイクロベースでは、地方税収等の上振れ分は後年度に配分される交付税額を減額して精算されている。【図①】

⇒ 現にマイクロベースで交付税額の減額という精算が行われているのであれば、マクロベース(地財計画)にも反映させ、赤字公債の縮減につなげるべきではないか。

※ なお、現状では、マイクロベースで各自治体への交付税額が減額精算される一方、マクロベースには反映していないため、当該「余剰」分は、基準財政需要の単位費用の嵩上げや調整率(額)の変更等を通じ、各自治体に薄まきされる形で配分される結果となっている(地財計画に計上した交付税の全額が毎年度配分されている)。【図②】

「枠」計上項目の実績把握・検証・適正化①

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。
- 計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。

＜地方単独事業等の水準の推移＞

地方財政計画 (28年度)

歳出 85.8兆円

給与関係費
20.3兆円

一般行政経費(補助等)
20.8兆円

一般行政経費(単独)
14.0兆円

まち・ひと・しごと創生事業費
1.0兆円

投資的経費(補助等)
5.8兆円

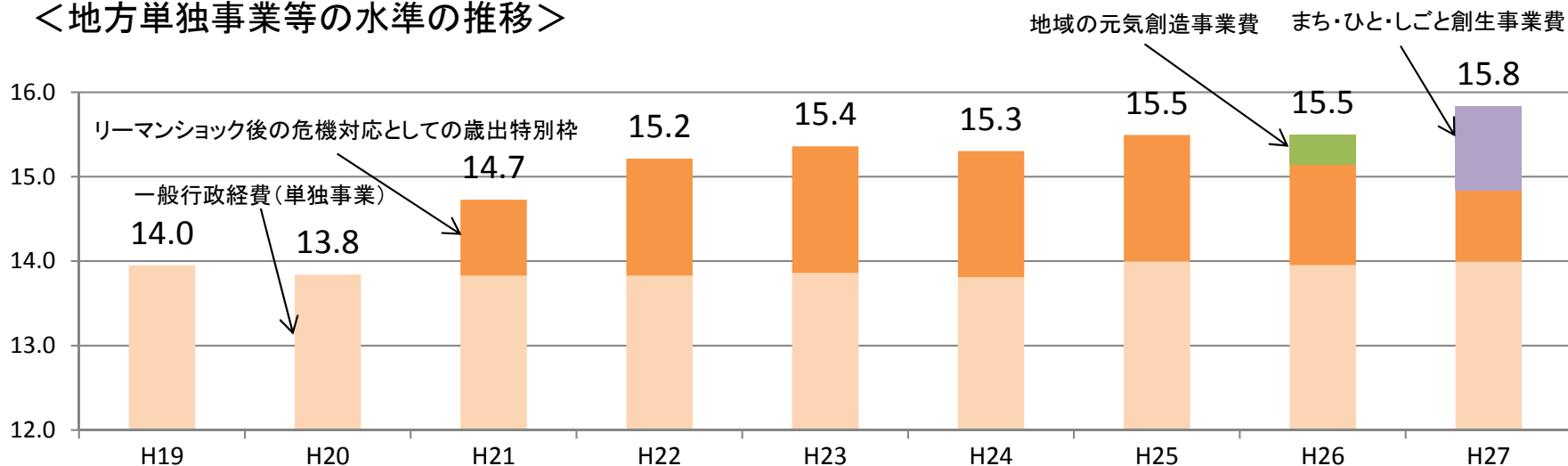
投資的経費(単独)
5.4兆円

公債費
12.8兆円

歳出特別枠 0.45兆円

その他
5.2兆円

枠
計
上



※1 まち・ひと・しごと創生事業費は、人口増減率等の指標を用いて配分されているが、各自治体における具体的用途を含め実績等は不明。特定の政策目的をもって地方財政計画に計上している項目については、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上の合理性の検証を行う必要。

※2 歳出特別枠は、リーマンショック後、雇用対策等のために設けられた臨時異例の危機対応措置であり、平時モードへの切替えの中で、廃止・縮減していく必要。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2015（抜粋）

「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。」

「枠」計上項目の実績把握・検証・適正化②(一般行政経費(単独事業))

- 地方財政計画の歳出の中で、「一般行政経費(単独事業)」については、約14兆円もの規模がありながら、その大宗(11.7兆円、全体の83.3%)は、内訳や積算が明らかでなく、いわゆる「枠計上」となっている。
- また、地方歳出の決算は、①目的別内訳と、②性質別内訳、に分けて開示されているが、どの部分が地方財政計画上の「一般行政経費(単独事業)」の決算であるか判別できず。
- このため、一般行政経費(単独事業)については、標準的な財政需要とは考えられないような経費が含まれている可能性もあるが、検証できない状況。

《計画(平成28年度)(単位:兆円)》

【85.8】

給与関係経費: 20.3
一般行政経費: 35.8
補助: 19.0
単独: 14.0
国保等: 1.8
まち・ひと・しごと創生: 1.0
歳出特別枠: 0.45
投資的経費: 11.2
公債費: 12.8
維持補修費: 1.2
公営企業繰出金: 2.5
水準超経費: 1.5

【うち一般行政経費(単独事業)】

【14.0(100.0%)】

貸付金: 1.9(13.7%)
追加財政需要: 0.4(3.0%)
その他: 11.7(83.3%)

全体の83.3%
が内訳・積算が
明らかでない

《決算(平成26年度)(単位:兆円)》

いずれを見ても、一行単独の決算額は判別できない

【目的別: 98.5】

総務費: 9.9
民生費: 24.5
衛生費: 6.1
農林水産費: 3.3
商工費: 5.5
土木費: 12.1
警察費: 3.2
教育費: 16.7
公債費: 13.4

【性質別: 98.5】

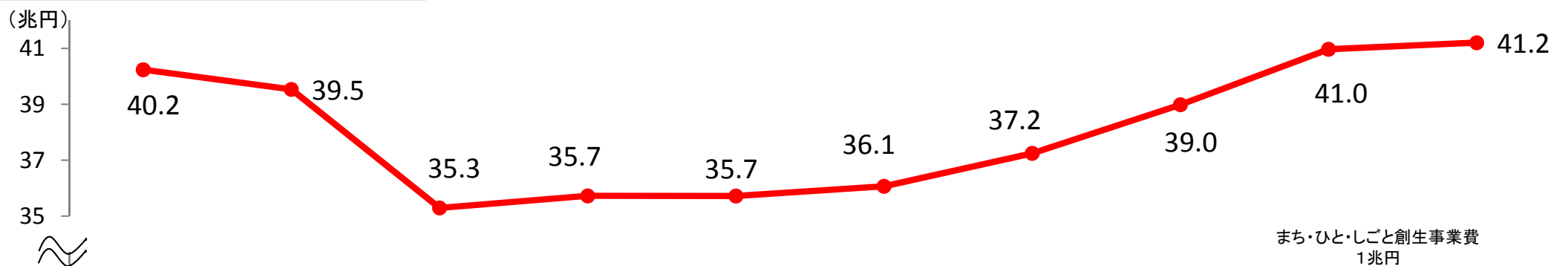
義務的経費: 48.8
人件費: 22.5
扶助費: 12.9
公債費: 13.3
投資的経費: 15.5
普通建設事業費: 14.8
その他の経費: 34.2

うち補助事業費: 7.7
うち単独事業費: 6.3
災害復旧事業費等: 0.7

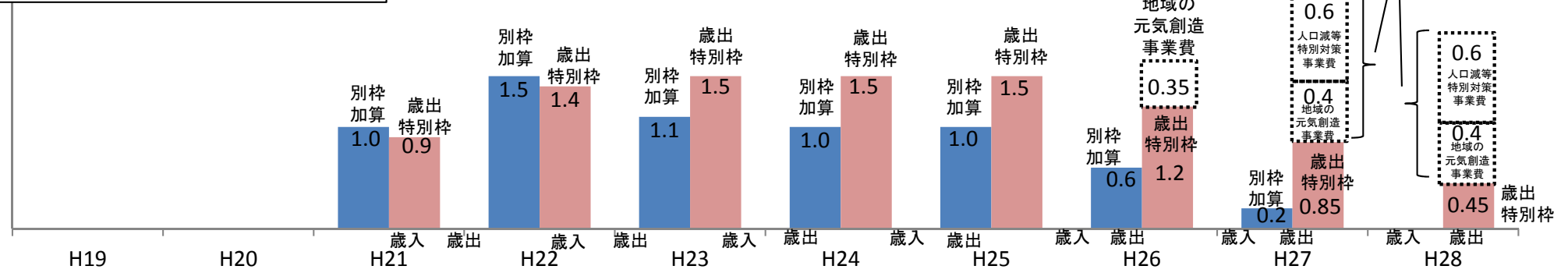
歳出特別枠の廃止・純減(平時モードへの切り替え)

- リーマン・ショック後の臨時異例の危機対応として、地財計画の歳入面では「別枠加算」、歳出面では「歳出特別枠」が措置され、「歳出特別枠」は今も継続している。しかしながら、その後に経済状況は回復し、地方税収は過去最高となっている状況。
- また、「歳出特別枠」は、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として、各地の「人口」を指標に配分されているが、実際にどのような事業に使われているのかを含め、実績等は不明。
- 地財計画の歳出規模は、実質的に見ると決算額を継続的に上回っている可能性も踏まえれば、歳出特別枠については廃止も含めた大幅な見直しが必要。

地方税収(地方譲与税含む)



別枠加算・歳出特別枠の推移



(注) 地方税収はH26までは決算、H27は決算見込み、H28は計画(東日本大震災分含む)。

実績と比べた過大(小)計上の見直し①（追加財政需要に係る計上の適正化）

- 一般行政経費(単独事業)には、年度途中の追加財政需要への対応として4,200億円(28年度)を計上。一方、過去10年間の平均的な使用実績は、平均1,600億円程度。
- また、地方財政計画に計上する追加財政需要については、国の予備費と異なり決算で精算しておらず、用途が不分明なまま地方に渡しきりとなっている状況。
- 追加財政需要の計上額について、使用実績を踏まえた適正化を図るよう検討する必要。

過去10年間の追加財政需要の計上額と使用額

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
地財計画 計上額	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200
使用額	651	1,538	765	1,883	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	-

平均使用額1,600億円程度

実績と比べた過大(小)計上の見直し② (国庫補助事業の不用に係る地方負担分の計上の適正化)

- 国の補助事業については毎年度一定の不用が生じており、その地方負担分についても、結果的にみれば、地財計画対比で不用が生じているはず。
- しかしながら、追加財政需要と同様、国庫補助事業の不用に係る地方負担分についても、決算を踏まえた精算が行われておらず、地方に渡しきりとなっており、是正が必要。
- 例えば、不用額分は後年度の地財計画に反映(精算)する扱いとしてはどうか。

国庫補助事業の不用額に係る地方負担額 (推計)

	H22	H23	H24	H25	H26	5ヶ年平均
給与関係経費(義務教育費国庫負担金)	688億円	391億円	325億円	322億円	323億円	410億円
一般行政経費(補助事業分)	558億円	605億円	670億円	1,016億円	2,696億円	1,109億円
投資的経費(直轄事業・補助事業分)	340億円	303億円	245億円	373億円	181億円	288億円
合計	1,586億円	1,299億円	1,240億円	1,711億円	3,200億円	1,807億円

(注1) 国の決算における不用割合(不用額/歳出予算現額)を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算

(注2) 投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合を乗じて計算

使用料・手数料等の適正化(特定財源との扱い)

- 使用料・手数料(H28年度:1.6兆円)と雑収入(H28年度:4.2兆円)は、地財計画上は「特定財源」とされているものの、収入の内訳が不明な項目があるほか、特定の歳出に充てられているかも不明(特に雑収入)。
- 「特定財源」と整理しながら、実質は一般財源とほぼ同様に支出されている部分が存在するのであれば、計上を適正化すべき(「一般財源実質同水準」(H28年度:61.7兆円)の中に組み入れるべき)。
- なお、使用料・手数料の歳入額は、H26年度地財計画:1.6兆円のところ、H26年度決算:1.9兆円(計画+0.3兆円)と、決算で上振れが生じている状況。

(単位:億円)

《使用料・手数料》	平成26年度 決算額			平成26年度 地財計画額
	都道府県	市町村	純計額	
使用料	5,206	10,067	15,272	15,862
授業料	950	356	1,305	
高等学校	864	55	919	
幼稚園	0	193	193	
その他	86	108	193	
公営住宅使用料	2,425	3,162	5,587	
発電水利使用料	332	0	332	
その他	1,499	4,526	6,025	
手数料	2,042	3,724	5,766	
法令に基づくもの	542	274	816	
条例に基づくもの	1,500	3,450	4,950	
合計	7,247	13,791	19,015	15,862

(単位:億円)

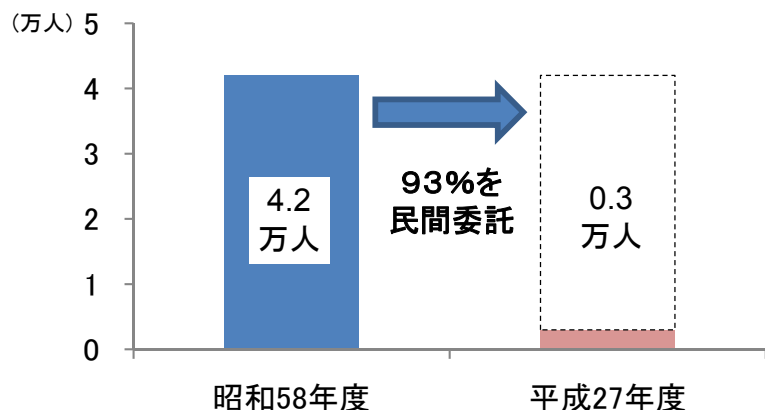
《雑収入》	平成26年度 決算額		平成26年度 地財計画額
雑収入	76,369		40,059
(貸付金回収元金除き)	21,150		21,237

※ 雑収入の内訳：貸付金回収元金、分担金・負担金、財産運用収入、財産売払収入、延滞料・加算料・過料、預金利子、貸付金利子、収益事業収入、その他

給与関係経費の適正化・効率化(民間委託の取組の加速)

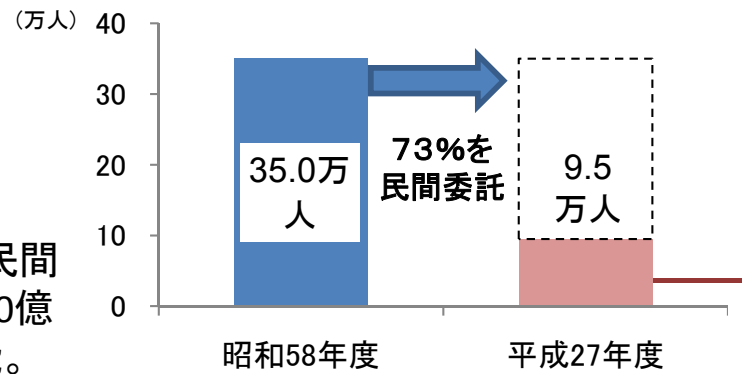
- 国は、技能労務職員(行政職(二))について、昭和58年度以降、新規採用を原則として行わず、民間委託を推進。平成27年度の民間委託率は93%(昭和58年度比)。
- 一方、地方は昭和58年度以降も新規採用を継続し、平成27年度の民間委託率は73%(昭和58年度比)にとどまっている。
- 地方の技能労務職員について、地域の民間給与をより一層反映させる観点からは、国の取組と基調をあわせ、地方財政計画においては、国並みの民間委託率となっている前提での計上を行うことが適当ではないか。

【国:行政職(二)】



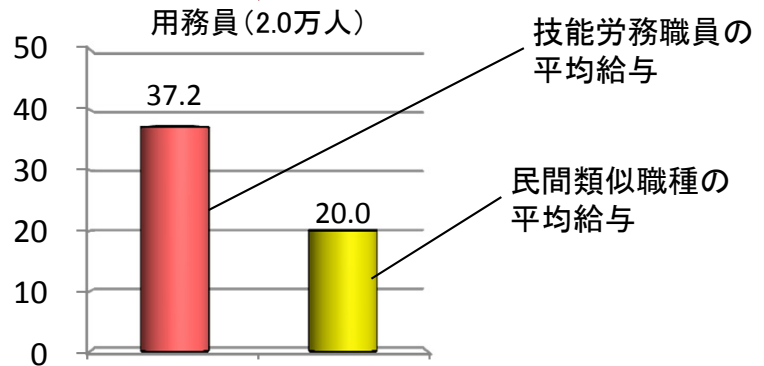
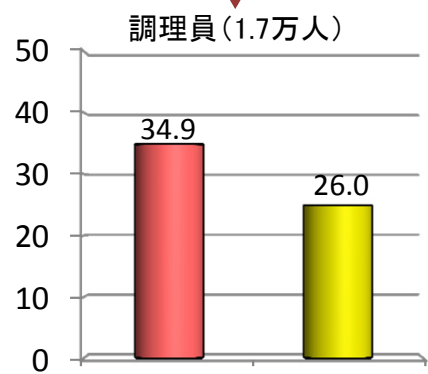
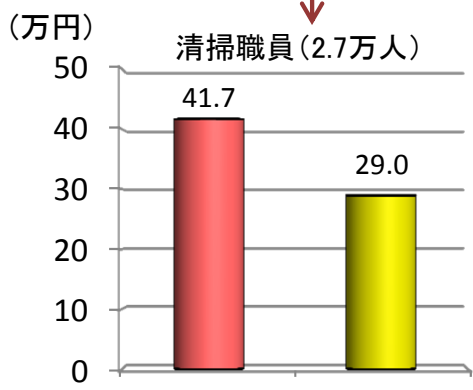
昭和58年度以降、新規採用を原則として行わず民間委託を推進。民間委託率は93%。

【地方:技能労務職員(普通会計ベース)】



昭和58年度以降も新規採用を継続。民間委託率は73%にとどまる。

民間委託率に乖離
国(93%)水準まで民間委託した場合、700億円程度削減可能。



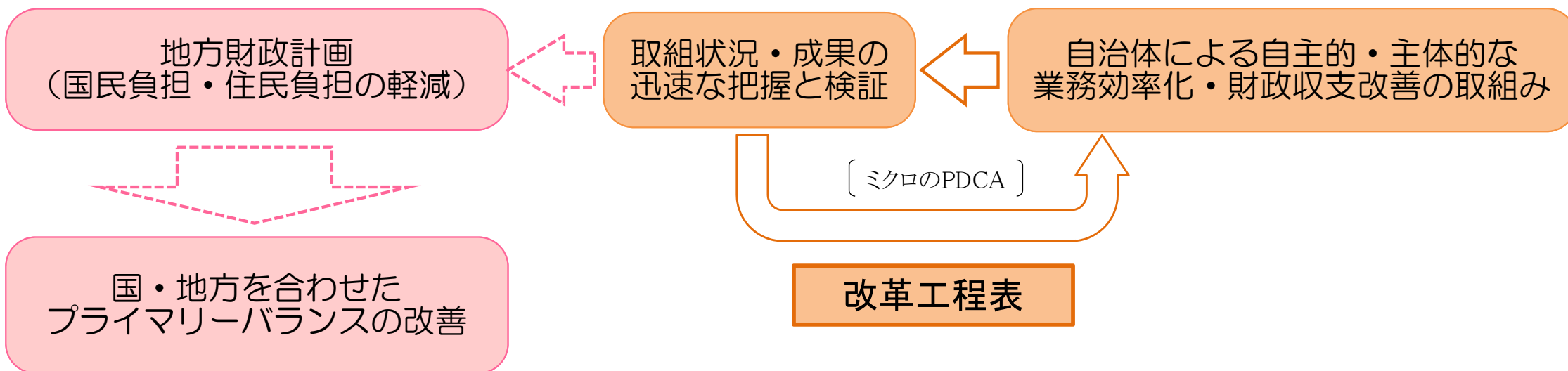
技能労務職員の平均給与
民間類似職種の平均給与

(※)データは平成27年地方公務員給与実態調査(総務省)、平成27年国家公務員給与実態調査(人事院)による。
 なお、民間類似職種の平均給与月額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の直近3ヶ年平均による。ただし、「賃金構造基本統計調査」のデータは、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職員データと完全に一致しているものではない。

改革工程表に基づく改革の成果の反映による地方歳出の適正化

- 今後、「改革工程表」に基づき、各自治体による業務・歳出効率化に向けた取組みを着実に進めることが重要。
- そのうえで、「経済・財政再生計画」の目標である国・地方のプライマリーバランスの改善につなげていくためには、それらの成果を、地方財政計画に反映させることが重要。

<地方財政計画への反映>



【KPIの例】

KPI	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	把握の時期 速報性
地方公共団体の情報システム運用コスト	地方公共団体における全庁の情報システム関連経費を調査し、運用コスト削減の状況を検証	市区町村 約3,300億円 都道府県 約1,270億円 (2014年度)	3割圧縮 (目標期限を集中改革期間中に設定)	毎年1回程度 各年度の取組状況を当該年度内に把握

改革工程表(地方行財政改革関連)の主なポイント①

※ 改革工程表：27年12月24日経済財政諮問会議決定

① トップランナー方式の導入

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるような改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とする取組み(トップランナー方式の導入)を推進。
- 28年度においては、庶務業務、情報システムの運用など16業務について着手。
例えば、学校用務員事務、体育館等の施設管理、庶務業務等について、民間委託、指定管理者制度導入、庶務業務の集約化等の業務改革を行っている団体の経費水準を算定基礎として、基準財政需要額の経費水準の見直しを実施。

<平成28年度に着手する取組例(市町村分)>

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
		経費水準 見直し前	経費水準 見直し後	
学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	民間委託等
	中学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	
	高等学校費	7,353(千円/1校)	6,152(千円/1校)	
体育館管理 競技場管理 プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	指定管理者制度導入 民間委託等
庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	11,398(千円)の減	庶務業務の集約化

(注) 上記16業務を含め、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とすることとしており、残る7業務についても、29年度以降、可能なものから導入予定(23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す)。

- ・ 16業務: 学校用務員事務、道路維持補修・清掃等、本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、案内・受付、電話交換、公用車運転、一般ごみ収集、学校給食(調理)、学校給食(運搬)、体育館管理、競技場管理、プール管理、公園管理、庶務業務、情報システムの運用
- ・ 7業務: 図書館管理、博物館管理、公民館管理、児童館・児童遊園館管理、青少年教育施設管理、公立大学運営、窓口業務

② 公共施設の集約化・複合化等の促進

- 人口減少・高齢化が進行する中、公共施設等について、効率的な管理・運用を行うためには、その集約化・複合化等を進めていくことが重要。

⇒ このため、全国の自治体において、28年度末までに公共施設等総合管理計画を策定予定。

※ 28年度末までに策定完了予定の自治体割合：98.5%(平成27年4月1日調査) ⇒ 99.4%(平成28年4月1日調査)

- 地方財政計画においては、公共施設の集約化・複合化等を促進するための公共施設等最適化事業費を増額。

(27年度0.1兆円→28年度0.2兆円(+0.1兆円))

改革工程表(地方行財政改革関連)の主なポイント②

③ 地方財政の全面的な「見える化」

- 住民や議会等に対する適切な説明責任や、自治体のガバナンスの向上を図る観点から、地方財政の「見える化」を推進。
- 住民一人当たりのコストについて、これまで一部に限られていた項目を平成27年度決算より「性質別」や「目的別」で網羅的に公開するとともに、経年変化や類似団体比較等の分析を行うことで「見える化」の充実を図る。
(注) これまで、住民一人当たりコストは人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載。

性質別歳出分類	目的別歳出分類
人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金	議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

- 加えて、今後の最重要課題の一つである公共施設等の老朽化対策に対応するため、

- ① 公共施設等全体及び施設類型ごとの資産老朽化比率や保有量
- ② 自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報等のストック情報を平成29年度決算までに順次「見える化」。

(注) 将来負担比率を資産老朽化比率と組み合わせて分析することにより、公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能となる。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{(償却資産帳簿価額} + \text{減価償却累計額)}}$$

④ 業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開

- 行政サービスの効率性と質の向上を図るため、地方の業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的な展開を推進。
- 地方公共団体の情報システム運用コストについて、3割圧縮を目指す。
(目標期限を集中改革期間中に設定)

(注) 国は、政府情報システム運用コストについて2021年度を目途に3割圧縮することとしている。

<地方の情報システム予算(平成26年度)>

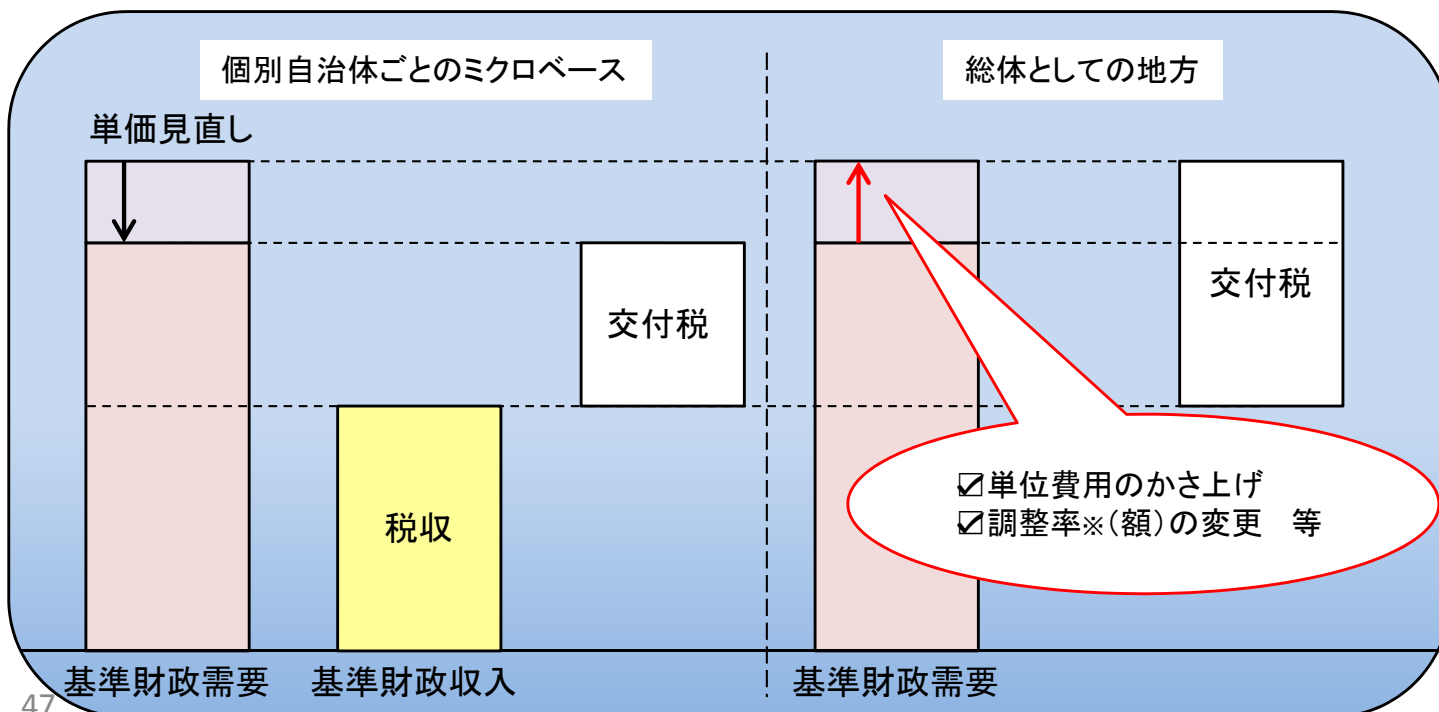
	都道府県	市区町村
運用コスト	約1,270億円	約3,300億円
開発コスト	約640億円	約1,900億円

- このため、まずは、クラウド導入市区町村数について、29年度までに倍増(約1,000団体)を目指す(27年度728団体)。

改革成果の地財計画への反映①(トップランナー方式)

- 28年度からトップランナー方式の導入が進められているが、現状では、基準財政需要の単価の見直しが行われるのみ(地財計画への反映は行われていない)。
- このため、トップランナー方式で単価の見直しが行われる一方で、地財計画で措置された交付税を全額配分すべく、他の経費の単価アップ等の調整がなされれば、地財計画の歳出規模の抑制、地方財政の効率化にはつなげていかないことになる。
- 財政健全化目標の実現に向け、トップランナー方式による効果(基準財政需要の減少額)が地財計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要。

トップランナー方式による効果



現状では、トップランナー方式による「効率化」分は、基準財政需要の単位費用のかさ上げや、調整率(額)の変更等を通じ、各自治体に薄まきされる形で配分されている。

※ 基準財政需要=単位費用×測定単位
× 補正係数×調整率(額)

改革成果の地財計画への反映②(自治体クラウド導入による効率化)

- 自治体クラウドの推進については、平成29年度までにクラウド導入市区町村数の倍増(約1,000団体)を図るとともに、地方公共団体の情報システム改革推進等の取組を通じて運用コストを圧縮(3割減)することとされている。
 - 上記目標の達成時期を速やかに決定するとともに、運用コスト圧縮の効果を地財計画に反映させることを検討する必要。
- ※ 効果額: 約1,000億円程度

● 市が共同してクラウド化・効率化に取り組んでいる事例

【愛知県 岡崎市・豊橋市】

- 愛知県の岡崎市・豊橋市 (人口約73万人)
- 24年3月～27年1月に順次導入
- 人口30万人以上の中核市での共同利用(全国初)
- **国民健康保険・国民年金システムにおいてイニシャルコストで▲56%、5年間のランニングコストで▲25%、トータルで▲46%**
- **税総合システムにおいて イニシャルコストで▲15%、5年間のランニングコストで▲70%、トータルで▲45%**



● 町村が共同してクラウド化・効率化に取り組んでいる事例

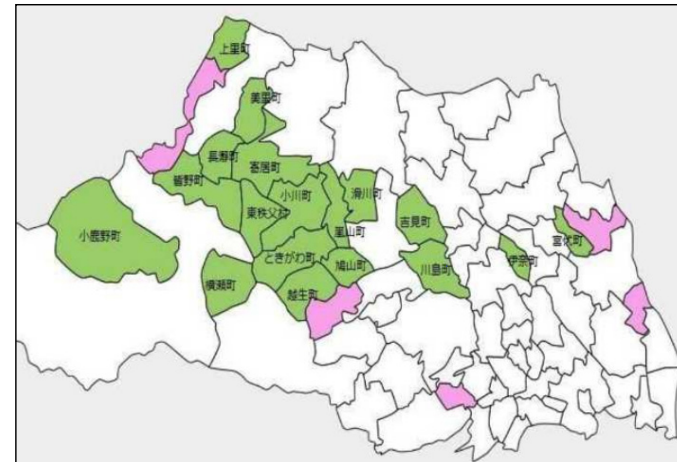
【神奈川 町村会】

- 神奈川県全14町村 (人口約30万人)
- 23～24年度に本稼働
- **費用削減効果 ▲43%**



【埼玉県 町村会】

- 埼玉県の18町村(23町村中) (人口約35万人)
- 25～26年度に本稼働
- **費用削減効果 ▲44.6%**



(注)費用削減効果はいずれも試算。